

箕輪町地域防災計画

震災対策編

(令和4年度修正)

(令和5年度)

箕輪町防災会議

震災対策編 目次

第1章 総 則	1
第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本方針	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第4節 防災面からみた地域的概要	4
第5節 被害想定	6
第6節 防災ビジョン	9
第2章 災害予防計画	10
第1節 地震に強いまちづくり	10
第2節 情報の収集・連絡体制計画	17
第3節 活動体制計画	20
第4節 広域相互応援計画 ※	23
第5節 救助・救急・医療計画	24
第6節 消防・水防計画 ※	29
第7節 要配慮者支援計画 ※	29
第8節 緊急輸送計画 ※	29
第9節 障害物の処理計画	30
第10節 避難の受入活動計画	32
第11節 孤立防止対策 ※	45
第12節 食料品等の備蓄・調達計画 ※	45
第13節 給水計画 ※	45
第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 ※	45
第15節 危険物施設等災害予防計画 ※	45
第16節 電気施設災害予防計画 ※	46
第17節 液化石油ガス施設災害予防計画 ※	46
第18節 上水道施設災害予防計画 ※	46
第19節 下水道施設災害予防計画	47
第20節 通信・放送施設災害予防計画	50
第21節 鉄道施設災害予防計画 ※	55
第22節 災害広報計画 ※	55
第23節 土砂災害等の災害予防計画	56
第24節 防災都市計画 ※	62
第25節 建築物災害予防計画	63
第26節 道路及び橋梁災害予防計画	66

第27節	河川施設災害予防計画	68
第28節	ため池災害予防計画	69
第29節	農林水産物災害予防計画	70
第30節	二次災害の予防計画	72
第31節	防災知識普及計画	75
第32節	防災訓練計画	80
第33節	災害復旧・復興への備え ※	85
第34節	自主防災組織等の育成 ※	85
第35節	企業防災に関する計画 ※	85
第36節	ボランティア活動の環境整備計画 ※	85
第37節	災害対策基金等積み立て運用計画 ※	85
第38節	震災対策に関する調査研究及び観測	86
第39節	災害教訓の伝承	87
第40節	観光地の災害予防計画 ※	87
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ※	87

第3章 災害応急対策計画 88

第1節	災害情報の収集・連絡活動	88
第2節	非常参集職員の活動 ※	95
第3節	広域相互応援活動	96
第4節	ヘリコプターの運用計画 ※	98
第5節	自衛隊災害派遣活動 ※	98
第6節	救助・救急・医療活動 ※	98
第7節	消防・水防活動	99
第8節	要配慮者に対する応急活動 ※	103
第9節	緊急輸送活動 ※	103
第10節	障害物の処理活動 ※	103
第11節	避難受入及び情報提供活動	104
第12節	孤立地域対策活動 ※	122
第13節	食料品等の調達供給活動 ※	122
第14節	飲料水の調達供給活動 ※	122
第15節	生活必需品の調達供給活動 ※	122
第16節	保健衛生・感染症予防活動 ※	123
第17節	遺体の捜索及び処理等の活動 ※	123
第18節	廃棄物の処理活動 ※	123
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 ※	123
第20節	危険物施設等応急活動 ※	123
第21節	電気施設応急活動 ※	124

第22節	液化石油ガス施設応急活動 ※	124
第23節	上水道施設応急活動 ※	124
第24節	下水道施設応急活動 ※	124
第25節	通信施設応急活動 ※	124
第26節	鉄道施設応急活動 ※	125
第27節	災害広報活動 ※	125
第28節	土砂災害等応急活動	126
第29節	建築物災害応急活動	129
第30節	道路及び橋梁応急活動 ※	131
第31節	河川施設応急活動 ※	131
第32節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	132
第33節	ため池災害応急活動	139
第34節	農林産物災害応急活動	140
第35節	文教活動	142
第36節	飼養動物の保護対策 ※	145
第37節	ボランティアの受入れ体制 ※	145
第38節	義援物資・義援金の受入れ体制 ※	145
第39節	災害救助法の適用 ※	145
第40節	観光地の災害応急対策 ※	145

第4章 災害復旧計画146

第1節	復旧・復興の基本方針の決定 ※	146
第2節	迅速な原状復旧の進め方 ※	146
第3節	計画的な復興 ※	146
第4節	資金計画 ※	146
第5節	被災者等の生活再建等の支援 ※	146
第6節	被災中小企業等の復興 ※	147
第7節	被災した観光地の復興 ※	147

第5章 地震防災強化計画（東海地震に関する事前対策活動）148

第1節	総則	148
第2節	東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制	150
第3節	情報収集伝達計画	151
第4節	広報計画	154
第5節	避難活動等	157
第6節	食料、生活必需品、飲料水の確保計画	160
第7節	医療救護及び保健衛生活動計画	162
第8節	児童生徒等の保護活動計画	164

第9節	消防・救急救助等対策.....	166
第10節	防災関係機関の講ずる措置.....	167
第11節	売り惜しみ・買い占め等の防止.....	169
第12節	交通対策.....	170
第13節	緊急輸送.....	172
第14節	他機関に対する応援の要請.....	174
第15節	事業所等の対策計画.....	175
第16節	町が管理又は運営する施設等の対策計画.....	176

第6章 南海トラフ地震に関する事前対策活動.....177

第1節	総 則.....	178
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制.....	180
第3節	情報の収集伝達計画.....	183
第4節	広報計画.....	185
第5節	災害応急対策をとるべき期間.....	188
第6節	避難対策等.....	189
第7節	住民の防災対応.....	192
第8節	企業等の防災対応.....	193
第9節	防災関係機関のとるべき措置.....	196
第10節	関係機関との連携協力の確保.....	200
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画.....	201

※を付している節については、風水害対策編を参照

第1章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

災害は、時として人知を超えた猛威をふるい、多くの人命を奪うとともに、町土及び住民等の財産に甚大な被害を与える。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、衆知を集めて効果的な災害対策を講ずるとともに、住民等一人一人の自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を軽減していくことを目指すべきである。

この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策の基本を、町、関係機関、住民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、地域防災計画において重点を置くべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

また、災害対策基本法第42条の規定により、箕輪町の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民等の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

- 1 町、県、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び住民等がそれぞれの役割を認識し、相互に連携する体制
- 2 町対策本部及び現地対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 地震情報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第40条「都道府県地域防災計画」、大規模地震特別措置法第6条第2項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条2項の規定に基づき、箕輪町防災会議が作成する地域防災計画の震災対策編として、大規模な地震災害に対応すべき事項を中心に定めるものとする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第2項の規定に基づく「推進計画」及び首都直下地震対策特別措置法第21条の規定に基づく「地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本事項がこの「震災対策編」に含まれるため、「震災対策編」はこれら2つの計画を兼ねるものとする。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加えていくものとする。

これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- ・必要に応じた計画に基づくマニュアル（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- ・計画、マニュアルの定期的な点検
- ・他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

第2節 防災の基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備えなければならない。

本町は、多くの活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然条件と近年の都市化の進展に伴う市街地の密集化、高齢者、障がい者等要配慮者（以下、「要配慮者」という。）の増加等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講ずる必要がある。

地震関係の自然的条件においては、本章第4節のように活断層が公表されており、また、過去における地震被害が記録されている。

- 1 防災対策を実施するにあたっては、
 - (1) 周到かつ十分な災害予防
 - (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策
 - (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興を基本として、それぞれの段階において、町、防災関係機関及び住民等が一体となって最善の対策を執るものとする。
- 2 町、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に
 - (1) 防災施設・設備の整備の促進
 - (2) 防災体制の充実
 - (3) 住民等の防災意識の高揚、自主防災思想の普及・徹底、防災組織の育成強化を図る。
- 3 住民等は、
 - (1) 災害初期においては「自らの命は、自らが守る。」を認識し、平常時より、災害に対する備えを心掛けるものとする。
 - (2) 地域、職場等においてお互いに協力しあい、常日頃から、災害時を念頭においた防災対策を講ずるものとする。

※風水害対策編第1章第2節 参照

第3節 防災上重要な機関の実施責任者と処理すべき事務又は業務の大綱

風水害対策編第1章第3節 参照

第4節 防災面からみた地域的概要

第1 地盤

- 1 長野県の地盤の状況は次のとおり示されている。

《北信及び南信の山間地の地盤》

ローム層や粘性土又は砂質土を多少含んでいるが、地層全体を総合的にみれば良い地盤又は基盤そのものに近い岩盤と判断される。ただし、菅平高原には河床堆積物から成るやや悪い地盤がある。

- 2 地盤の液状化の特徴

県内の低地部には、扇状地、自然堤防、後背湿地、現・旧河道、盛土部など液状化を起ししやすい地層が多く分布している。

県下では、長野盆地の中野市から千曲市にかけて、上田市、佐久市西部～佐久市東部、諏訪市、伊那谷の駒ヶ根市～中川村、飯田市などの砂質地盤に発生の危険があると予想される。

第2 箕輪町の活断層

長野県の活断層としては、①信濃川断層帯、②糸魚川－静岡構造線断層帯（北部）、糸魚川－静岡構造線帯(中部)、④伊那谷断層帯、⑤阿寺断層帯が存在する。

箕輪町においては、西部に伊那谷断層帯の木曾山脈山麓断層が確認されている。

第3 自然的条件にみる災害の要因

長野県のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する要素が常に内在するとされている。

特に、箕輪町における地震の可能性については、伊那谷断層帯が密集する地域が存在することから、これらを中心に地震の発生が予想される。

第4 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化、グローバリゼーション、情報通信技術の発達等に伴い、箕輪町を取り巻く社会情勢は大きく変化しつつある。社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進する必要がある。

とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図るように努める。

- 1 要配慮者の増加がみられる。これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に配慮する必要があることから、各施策の展開にあたっては、関連施設を災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、平常時から要配慮者の所在等を把握しておくなど、要配慮者への配慮に留意するよう努める。

- 2 ライフライン、コンピューター、携帯電話やインターネット等の情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増大がみられ、災害発生時におけるこれらへの被害は日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、これら施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。

- 3 住民意識及び生活環境の変化として、近隣扶助の意識の低下が懸念される。このため、コミュニティ、自主防災組織等の強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底に努める。

第5節 被害想定

第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸性地震（直下型地震）と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

過去における代表的なものとしては、善光寺地震(1847年)、安政東海地震(1854年)、長野県西部地震(1984年)があげられる。直近では、長野県北部地震(2011年)、長野県中部地震(2011年)、長野県北部地震(神城断層地震:2014)などがある。

本計画において想定する地震は、平成25、26年度の2か年で実施し平成27年3月6日公表された第3次長野県地震被害調査結果及び平成27年4月24日政府地震調査委員会が公表した糸魚川静岡構造線断層帯地震被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画をもって示すものとする。

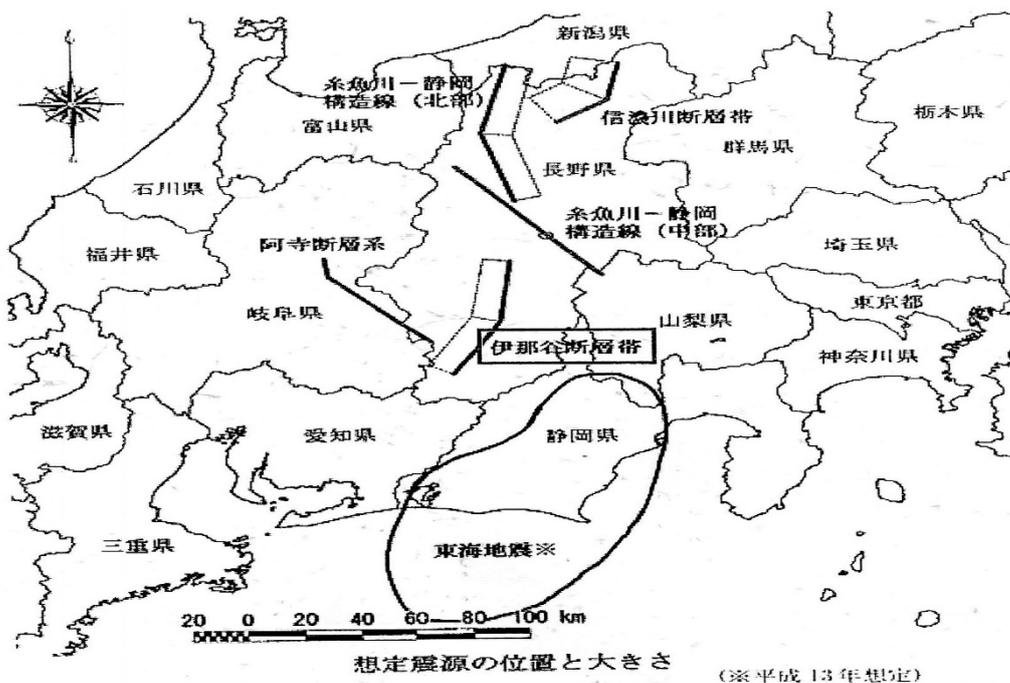
第2 地震の想定

箕輪町は、大規模地震対策特別措置法に基づき、東海地震防災対策強化地域に指摘されているところであるが、平成23年3月11日の東日本大震災以降、国内では地震が頻発しており、より東海地震をはじめ、東海・東南海・南海地震の三連動や首都直下型地震の発生予測が、各方面で話題化されている。

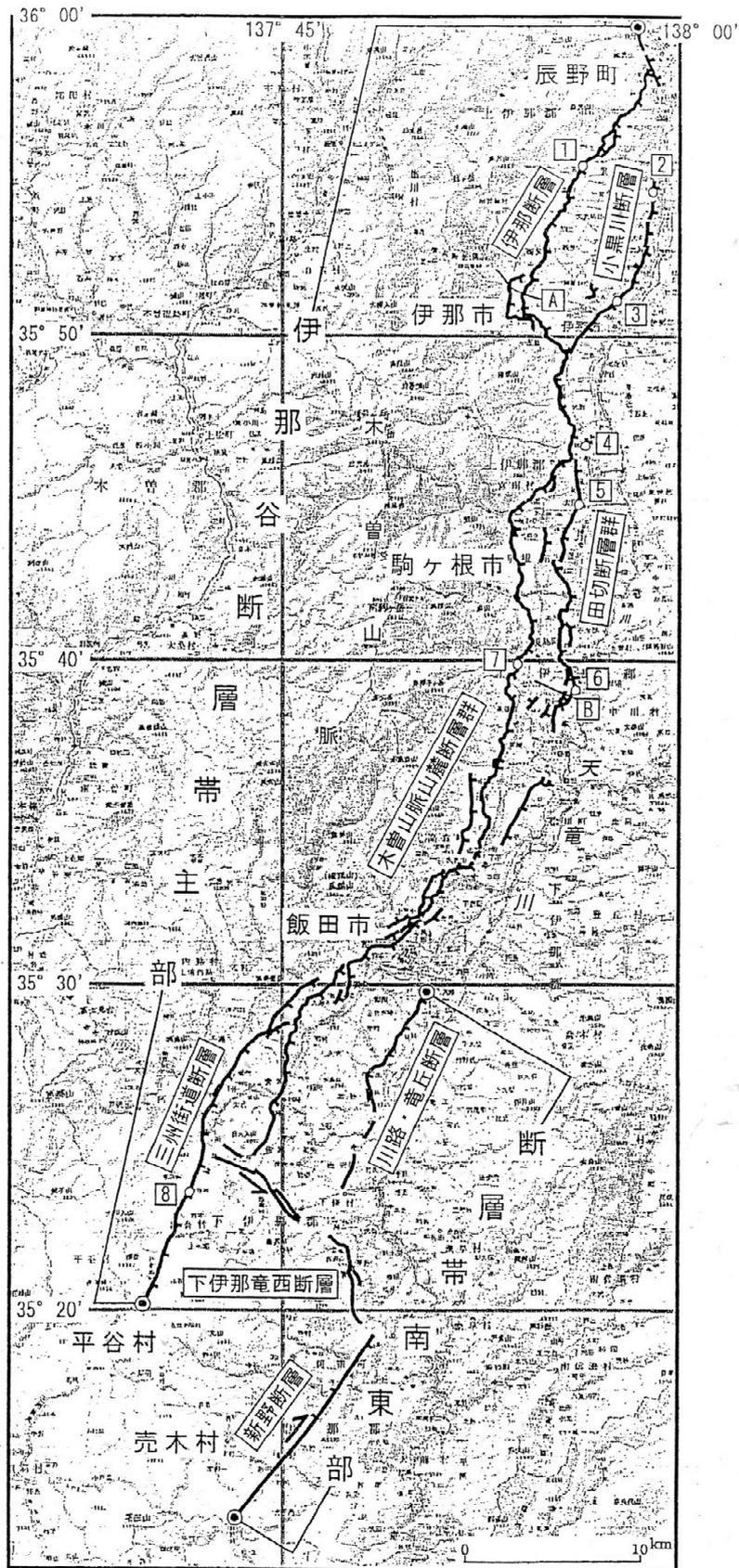
このような中、箕輪町は平成26年3月28日南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき南海トラフ地震防対策推進地域に指定された。(想定震度6弱)。以上から箕輪町は、発生確率が極めて高い東海地震等、発生確率は少ないといわれるものの、発生すれば甚大な被害が予想される伊那谷断層帯地震、そして、三連動の地震と取り巻く環境は厳しいといえ、「いつ地震がきてもおかしくない」を前提に、自助、共助、公助に基づく、恒常的な諸対策を講じていかなければならない。

第3 地震の規模

関係する断層帯・伊那谷断層と想定地震における被害想定は以下の通り。



想定地震の震源位置と大きさ (長野県地域防災計画より抜粋)



伊那谷断層帯の位置と主な調査地点

- 1 : 上古田地点 2 : 松島地点 3 : 山寺地点 4 : 諏訪形地点
 5 : 大田切地点 6 : 横前地点 7 : 北村地点 8 : 寒原地点

● : 断層帯の北端と南端

A・B : 反射法弾性波探査測線 (文献10)

断層の位置は文献3, 4, 7, 8, 9, 11及び12に基づく。

基図は国土地理院発行数値地図200000「飯田」「豊橋」を使用。

第4 被害の概要

箕輪町における地震被害想定(第三次調査・平成25-26年度長野県実施)										2015/3/6(27.4補正)		
			人口	平成22年国政調査人口に観光客を加算。()内の数字は観光客。 ※26,214人								
			電気	中部電力の電灯データで総計12,120契約								
			土砂災害	平成25年度データ								
			「わずか」	数字を四捨五入するとゼロになるための表現で、数字としては「4」以下。								
	単位	伊那谷断層	糸静線北側	糸静線南側	木曾山脈 西縁断層	境峠神谷 断層	阿寺断層	長野盆地西縁断層	東海地震	南海トラフ		
30年以内 の発生確 率		M8程度 ほぼ0%	M8程度 14% ※国の調査結果(H27.4) 中北部 M7.6 13-30%		M6.3程度 0-4%	M7.6程度 0.02-13%	M6.9程度 6-11%	M7-8程度 ほぼ0%		M8-9 程度 70- 80%		
	・阪神淡路大震災 M7.3 (国内観測史上初めて震度7) ・東日本大震災 M9(国内観測史上最大) ・H26.11.26 県北部(神城断層)地震 M6.8 震度6弱 (首都直下地震 30年以内 M7程度 70%程度)											
震度	1~7	7	5弱	7	6強	6弱~強	5弱	4	5強	6弱		
揺れ・全壊	棟	1,300		1,940	200	160				110		
揺れ・半壊	棟	2,340		2,380	1,190	900			わずか	1,040		
土砂・全壊	棟	20		20	10	10				10		
土砂・半壊	棟	40		50	40	20				40		
焼失	棟	110		120								
倒壊・死者	人	70	わずか	100	10	10	わずか		わずか	10		
土砂・死者	人	わずか		わずか		わずか			わずか	わずか		
重傷者	人	330	わずか	410	120	90	わずか		わずか	130		
軽症者	人	610(20)	わずか	760(20)	220	170(10)	わずか		20	240		
自力脱出 困難者		320(30)		480(10)	50	40				20		
避難者	人	7,930	わずか	9,110	4,250	3,390	10		100	3,840		
避難要配 慮者	人	750	わずか	870	400	320	わずか		10	370		
断水	断水人口	24,320	290	24,430	22,790	21,380	500		5,410	22,520		
下水	機能支障人口	24,110	1,710	24,420	21,620	20,190	1,890	1,460	6,170	21,900		
停電	軒	11,350	130	11,510	10,140	9,290	220		2,460	10,010		

※30年以内の発生確率については、令和4年1月13日現在文部科学省地震調査委員会資料による。

第6節 防災ビジョン

本町では、平成15年度に「箕輪町防災アセスメント調査業務」を実施した。「箕輪町防災アセスメント調査業務」では、本町に最も甚大な被害を及ぼす「伊那谷断層帯」を想定地震とし、町内15地区の「地区防災カルテ」を作成した。これは、長野県が実施した「長野県地震対策基礎調査報告書」における500mメッシュの評価結果を用いて、本町の地域の実状を明細に反映させるため、地形・地質等の状況とメッシュとの関わりを考慮した250mメッシュで各地区の被害想定評価を行った。

この被害想定評価の結果、伊那谷断層帯地震が発生した場合の町内の震度分析、液状化分布、建物被害、出火被害、人的被害等が最も大きいことが明らかとなった。

また、わが国においては、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟中越地震、平成19年の新潟中部沖地震、平成20年の岩手宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災、長野県北部地震、長野県中部地震など甚大な被害をもたらした震災が発生している。これらの災害では特に要配慮者等の死者が多く、要配慮者等に対する支援対策のあり方が課題となった。要援護者等の支援については、自治体（公助）の対応だけではなく、家族（自助）や地域（共助）による支援が重要である。

現在、箕輪町は、「セーフコミュニティ」の考え方を中心としたまちづくりを推進している。「セーフコミュニティ」とは、「地域の関係者が連携・協働して、住民等が安全・安心に暮らすことができるまち」のことである。町は以上の視点から、防災をまちづくりの重要な基盤の一つとして位置づけている。

今後、本町においては、「自助・共助・公助の連携」を防災ビジョンとし、本計画中の各現状と課題を踏まえながら、町と住民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築していかなければならないが、平成27年の第3次長野県地震被害想定結果及び政府地震調査委員会の地震被害想定結果等を踏まえ、箕輪町が平成28年に策定する

- ・箕輪町業務継続計画（初版）
- ・箕輪町耐震改修計画（第Ⅱ期）

を重要な指針としなければならない。

第2章 災害予防計画

第1節 地震に強いまちづくり

第1 基本方針

町内における構造物・施設等について、防災基本計画によるほか、地震防災対策強化地域においては地震防災基本計画、南海トラフ地震防災対策推進地域においては南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき地震防災に関する措置を実施し耐震性の確保を図る。

また、首都直下地震緊急対策区域においては首都直下地震緊急対策推進基本計画に基づき、地震防災に関する措置を実施し、耐震性の確保を図る。なお、首都直下地震に関する防災対策に関して、切迫性の高いマグニチュード7クラスの地震は、当面の対応を要する地震として対策を推進するものとし、当面発生する可能性は低いと考えられるマグニチュード8クラスの地震は、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、長期的な対応を要する地震として対策を推進するものとする。特に、マグニチュード7クラスの地震については、様々なタイプが考えられ、どこで発生するか分からないことに留意し、県及び市町村の被害が最大となるよう想定を行うものとする。

加えて、地震防災緊急事業五箇年計画等を作成し、それに基づく事業を推進するとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強い県づくり、町づくりを図る。

地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性の確保、町土保全機能の増進等地震に強い町土を形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全性、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強いまちづくりを推進する。
- 3 防災士育成及び平成24年8月発足した箕輪町防災士連絡会（名称変更H30.4.16）等多様な関係機関・団体との連携を推進する。

第3 計画の内容

1 構造物・施設等の耐震性の確保

(1) 現状及び課題

建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性の確保に努める。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 地震に強いまちづくりを行なうに当たっては、建築物、土木構造物、通信施設、

ライフライン施設、防災関連施設等の構造物、施設等の耐震性を確保する必要がある。その場合の耐震設計の方法は、それらの種類、目的等により異なるが、基本的な考え方は以下によるものとする。

(ア) 構造物・施設等の耐震設計に当たっては、供用期間中に1～2度程度発生する確率を持つ一般的な地震動及び発生確率は低い直下型地震又は海溝型巨大地震に起因する更に高レベルの地震動とともに考慮の対象とするものとする。

(イ) この場合、構造物・施設等は、一般的な地震動に際しては機能に重大な支障が生じず、かつ高レベルの地震動に際しても人命に重大な影響を与えないことを基本的な目標として設計するものとする。

(ウ) さらに、構造物・施設等のうち、一旦被災した場合に生じる機能支障が、災害応急対策活動等にとって著しい妨げとなるおそれがあるものや、経済活動等に対し著しい影響を及ぼすおそれがあるもの、また多数の人々を収容する建築物等については、重要度を考慮し、高レベルの地震動に際しても他の構造物・施設等に比べ耐震性能に余裕を持たせることを目標とするものとする。

イ なお、耐震性の確保には、上述の個々の構造物・施設等の耐震設計のほか、代替性の確保、多重化等により総合的にシステムの機能を確保する方策も含む。

ウ 平成28年3月策定の箕輪町耐震改修促進計画（第Ⅱ期・～平成32年）の推進を図る。

2 地震に強い町土づくり

(1) 現状及び課題

伊那谷は、東は南アルプス、西は中央アルプスに挟まれた地域で伊那盆地といわれ、盆地にはアルプスから流出した砂、礫、泥が堆積した沖積層をつくっており、その上には火山灰によるローム層が堆積している。

その後の断層の動きで段丘が成立し、山岳から流れ出す川によって典型的な田切り地形を形成している。

伊那谷には多くの活断層があり、将来直下型地震による大きな被害が想定されるため地震災害に強い安全な町土の形成に取り組む必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 総合的、広域的な計画の策定に際しては、地震災害から町土及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。

イ 基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

ウ 地すべり、がけ崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの町土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。

エ 東海地震、東南海・南海地震を対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域

目標の策定に努める。

オ 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それぞれに基づく減災目標を設定し、関係機関、住民が一体となって効果的、効率的な地震対策の推進に努める。

【関係機関（交通・通信施設管理機関）が実施する計画】

鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

3 地震に強いまちづくり

(1) 現状及び課題

住宅地への人口の集中、建築物の多様化、ライフライン等への依存度の増大により地震の及ぼす被害は多様化しており、一層地震に強い都市構造、建築物の安全化、ライフライン施設の耐震化に配慮したまちづくりが必要となっている。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 地震に強い都市構造の形成

(ア) 避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路において、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。

(イ) 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行なわれるよう配慮する。

(ウ) 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び災害発生時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導體制の整備を強化する。

(エ) 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

イ 建築物の安全化

(ア) 不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努める。

(イ) 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

(ウ) 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

- (エ) 建築物の落下対策及びブロック塀等の安全化を図る。
- (オ) 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。
- (カ) 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

- (ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

- (イ) 関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。
- (ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

エ 地質地盤の安全確保

- (ア) 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。
- (イ) 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図るものとする。
- (ウ) 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努めるものとする。

オ 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設や、ボイラー施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

- (ア) 災害時の対応を迅速かつ円滑に行なうための備えを平常時より十分行なうとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワーク構築を図る。
- (イ) 指定緊急避難場所、指定避難場所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に

当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

(ウ) 防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

(エ) 町、県との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

(オ) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

(カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(キ) 随時契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

(ク) 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

(ケ) ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるようライフラインの被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。

また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

【関係機関が実施する計画】

ア 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

町は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行なう。

- 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。
- 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行なうこと。
- 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

イ 建築物の安全

不特定多数の者が利用する建築物並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な建築物について、耐震性の確保に特に配慮する。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

(ア) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備による代替性の確保を進めるものとする。

特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

ライフライン事業者は、上下水道、電気、ガス、電話等の施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(イ) 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備を図る。

(ウ) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進する。

(エ) 地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等により災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図るものとする。

オ 危険物施設等の安全確保危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的実施等を促進する。

カ 災害応急対策等への備え

(ア) 次章以降に掲げる、地震が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行なうための備えを平常時より十分行なうとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

(ウ) 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

(エ) 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるよう努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては訓練等を通じて発災時の連絡先要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

(オ) 民間事業者¹に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく・輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

(カ) 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した災害行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(キ) 病院、要配慮者²に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

第2節 情報の収集・連絡体制計画

【全課】

第1 基本方針

風水害

第2章 災害予防計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第1 基本方針
に同じ

第2 主な取組み

風水害

第2章 災害予防計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画 第2 主な取組み
に同じ

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

(1) 現状及び課題

情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性、確実性が求められる。

災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、県、防災関連機関との連絡を緊密にするよう努めていく必要がある。

また、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努めるものとする。

特に平成27年11月26日から運用の長野県地震被害予測システム活用を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく等、役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日、勤務時間外等の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(イ) 被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行なうため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。

(ウ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年通信訓練を実施する。

(エ) 情報通信の体制強化を図る。

(オ) 県及び防災関係機関、公共機関等への連絡マニュアル（必要連絡先及び電話番号、行政無線番号等）を作成する。

(カ) 情報収集手段として衛星携帯電話、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、県、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

- (キ) 防災行政無線を活用した全国瞬時警報システム（J-ALERT、平成23年4月整備、平成25年4月自動起動開始）で、災害情報等を瞬時に伝達する。
- (ク) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした町内におけるネットワークの整備に努めるものとする。
- (ケ) 被災者等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む）の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。
- (コ) 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。
- (サ) 地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。
- (シ) 住民等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 被害状況等の把握調査を行なうため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (イ) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

2 情報の分析整理

風水害

第2章 災害予防計画 第3節 情報の収集・連絡体制計画
第3 計画の内容 2 情報の分析整理

に同じ

3 通信手段の確保

(1) 現状及び課題

過去の災害時においては、情報通信施設が被災し、情報通信が困難になったり不能となるケースがあった。災害対策にとって、情報収集は欠かせない前提条件であり情報通信手段は多ルートで設定することが求められる。

(2) 【町が実施する計画】

- ア 防災行政無線を整備し、老朽化した設備の更新を図るものとする。
- イ 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所へ設置するよう努めるものとする。
- ウ 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努めるものとする。
- エ 衛星携帯電話、MCA移動無線、公共安全LTE（PS-LTE）等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

オ 震度情報ネットワーク、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）その他の災害情報等を瞬時に受信・伝達するシステムを維持・整備するよう努めるものとする。

カ 災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努めるものとする。また、I P電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図るものとする。

第3節 活動体制計画

【全課】

第1 基本計画

地震発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常招集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害発生時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、応急活動マニュアル等の整備を促進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。(平成25年1月箕輪町役場と第2次避難所の小中学校へ防災倉庫設置。)
- 5 箕輪町業務継続計画(BCP)の見直し具体化を図る。

第3 計画の内容

1 職員の非常参集体制の整備

(1) 現状及び課題

震災による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、必要に応じて見直しを行なう。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保および育成、参集基準の明確化、連絡手段の確保、携帯電話など参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制を作る。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。

(イ) 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに、マニュアルに基づく訓練の定期的な実施を図るものとする。

(ウ) 応急対策全般への対応力を高めるため、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築に努めるものとする。

(エ) 応急対策全般への対応を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度、内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見、支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】（全機関）

- (ア) 職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行なう。
その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外において迅速な対応ができる体制とするものとする。
なお、東南海・南海地震防災対策推進地域においては、過去の発生の事例から、東南海・南海地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差において連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員等の配置を行うものとする。
- (イ) 応急活動対策マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図る。
- (ウ) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対策、復旧、復興のため災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

2 組織の整備

(1) 現状及び課題

広域的な地域にわたって被害をもたらす地震災害に対しては、県及び他市町村との応援協力体制が重要となる。

防災会議の円滑な運営により、防災関係機関の連携強化に努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が計画する計画】

- (ア) 災害対策基本法第16条に基づき、防災会議を設置し、町の地域特性及び災害特性に対応した地域防災計画の作成及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。
- (イ) 震災対策計画の速やかな整備を行うものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、町及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保、充実

(1) 現状及び課題

災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電気自動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保が必要である。

さらに、庁舎の点検、補強等を実施するほか、庁舎使用不可能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 役場庁舎の点検を実施し、崩落の危険箇所を把握し、補強等を実施する。

(イ) 役場庁舎が被災で災害対策本部としての機能を果たすことができない場合は、代替施設として地域交流センターを使用する。

(ウ) 防災中枢機能を果たす施設（区事務所等）、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

(エ) 物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努める。

4 災害対策本部

町長は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は防災計画の定める所により、関係防災機関の協力を得て、その所掌に係る災害応急対策を速やかに実施する。

活動体制については、

- (1) 警戒一次体制
- (2) 警戒二次体制
- (3) 非常体制
- (4) 緊急体制

とし、

災害等事案に係る箕輪町の活動体制

配備体制と体制基準

災害対策本部組織図（連絡系統表）

本部室及び各部の所掌事務

は、資料編のとおりとする。

5 業務継続性の確保

(1) 現状及び課題

災害時の災害応急対策等の実施や、優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

(2) 実施計画

【市町村及び関係機関が実施する計画】

ア 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

イ 実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定等を行うものとする。

第4節 広域相互応援計画 ※

【全課】

風水害対策編「広域相互応援計画」参照

第5節 救助・救急・医療計画

【総務課・消防署・福祉課】

第1 基本方針

救助・救急用資材の整備、医療用資機材、医薬品等の調達体制の整備を図るとともに、消防署等の耐震強化を図る。

また、災害時の医療活動については、町内医療機関との連携を図れるよう、平常時から体制を整備する。

患者の受け入れ状況及び活動体制等について、関係機関と共に正確に把握できるよう連絡体制の整備を行なう。

災害時における医療の確保のため、地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努める。

第2 主な取組み

- 1 災害時等緊急時に備え救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等調達体制等について整備を図る。
- 3 災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受け入れ体制等、消防機関・医療機関との情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

(1) 現状及び課題

箕輪町においては、救助救急車両の整備及び運行は上伊那広域消防本部として進めている。

今後においてもこの整備、運行は広域消防として充足していく必要がある。

消防団を中心とする、災害発生時に緊急救出を行なうための救助・緊急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び平常時からの訓練が必要である。

また、災害時に借受けが必要な資機材及び不足が見込まれる資機材については、あらかじめ借受け先を定め、協力を求めている必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

現地災害対策本部等に救助・救急資機材の点検を行い、消防団・現地災害対策本部を中心とする住民の協力を得て、災害発生当初の救助・救急活動を行なう体制の整備を図るものとする。

また、平常時からこれらを使用した救助方法及び応急手当等の指導を行なうとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社が策定した、主要救護装備基準、災害派遣医療チーム（DMAT）1個班あたりの救護装備等の基準に基づき計画的に装備を進める。（日本赤十字社）
- (イ) 赤十字病院に、救護用資機材等の輸送用車両及び救護要員の個人装備等の整備を進める。（日本赤十字社）
- (ウ) 大規模災害等に際して、人命救助活動の体制整備を行なう。（自衛隊）

2 医療用資機材等の整備

(1) 現状及び課題

災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医薬品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、同組合及同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。また、日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、保健所等の関係機関においても備蓄を行い、災害発生時に備えている。

また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。

このほかの市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。

このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制。医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 医療資機材、医薬品等の調達等についてあらかじめ計画を策定する。
- (イ) 診療所等における医薬品等の備蓄を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、伊那中央病院は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。また、迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行なう。
- (イ) 長野県医薬品卸協同組合、長野県医療機器販売業協会及び(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、次に掲げる事項を行なう。
 - a 災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制の確保に努めるものとする。
 - b 不足時の迅速な補完のため、緊急時の確保体制の整備を図る。また、公安委員会への規制除外車両事前届出等により、医薬品等の輸送手段の確保

を図るものとする。

- c 使用施設の災害に対する安全性の確保に努める。

3 拠点医療機関の選定

(1) 実施計画

長野県市町村災害時相互応援協定上伊那ブロック等による後方医療体制について参画する。

4 災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療支援体制の整備

(1) 現状及び課題

阪神・淡路大震災を契機に示された、厚生労働省の災害拠点病院の整備方針に従い、被災地への支援活動のため、救護班の派遣を迅速に行い、救急医療資機材、仮設テント等を装備するとともに、後方病院として、患者受入のためのヘリポート、通信途絶時に備えた衛星携帯電話、簡易ベッド等を装備した地域災害拠点病院を二次医療圏ごとに指定し、更に要員の訓練、研修機能を有し、貯水槽、自家発電装置、医療品備蓄、施設構造の強化等について整備された基幹災害拠点病院を県内に1ヵ所指定し、段階的な施設・設備の整備を図ってきた。

今後は、引き続き、指定を受けた病院の段階的な施設・設備の整備、充実を図るとともに、災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備・充実を図る。また、大規模災害時には、多数の傷病者の発生が見込まれることから、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）を松本空港内の信州大学附属病院ドクターヘリ格納庫に設置することとした。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

災害拠点病院（伊那中央病院）を中心に、町の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行い、地域の医療関係団体との協定内容により、連携の強化に努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 日本赤十字社長野県支部、上伊那医師会、上伊那歯科医師会等は、災害拠点病院（伊那中央病院）を中心とした災害医療への協力体制について整備を行なう。

(イ) 長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院は、ドクターヘリによる救急搬送の協力体制について整備を行うものとする。

(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾン¹の確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送

についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

- (エ) 災害時医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県が災害時における医療提供体制及び関係団体等との連携を構築する際、県に対して適宜助言を行うものとする。

5 消防及び医療機関の耐震化

(1) 現状及び課題

消防施設は、火災発生時、応急活動等の最前線であり、倒壊等の事態は避けなければならないことから、常時、災害発生時に配慮した整備に務める。

また、医療機関の耐震構造の強化については、各医療機関の管理者が常に点検整備を行い、耐震化に努めるものとしている。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 必要に応じ、所管する当該庁舎等の耐震診断を実施し、当該診断結果に基づく耐震化計画等を策定するものとする。また、当該庁舎等の管理の徹底を図るものとする。

- (イ) 耐震診断等の結果により、耐震化工事の必要な施設等については、計画的かつ速やかに当該工事を実施するものとする。

- (ウ) 診療所等の点検整備等を行い、耐震化を努めるとともに、他の医療機関に対し耐震化に関する指導を行なう。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 医療機関は、災害が生じた場合、入院患者の安全を確保すると同時に、被災者の治療等の後方医療機関としての役割を担うこととなるため、常に施設の点検整備を行い、耐震化に努める。

- (イ) 日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会は、関係医療機関に対し、施設の耐震化を図るよう指導を行うものとする。

6 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

(1) 現状および課題

災害時には、被害状況や患者の受入体制等の情報を関係機関が適切・迅速に入手することが不可欠である。そのためには、関係機関による情報伝達ルートの多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について事前に連携体制を確立しておくことが必要であり、操作等の研修・訓練を定期的に行なうことが必要である。

また、医療機関の患者受入状況、被害状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、災害時の医療情報が速やかに入手できるよう努める必要がある。

このほか、陸路が混乱した場合、ヘリコプターを利用した広域輸送の重要性が今後更に高まるものと思われるため、緊急輸送関係機関との事前の調整が必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 大規模災害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行なわれるよう、町地域防災計画における救助・緊急計画および緊急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意する。

- a 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプター等を含む。）等
- b 最先到着隊による措置
- c 現地指揮本部の設置基準、編成、任務等
- d 応急救護所の設置基準、編成、任務等
- e 各活動隊の編成、任務等
- f 消防団の活動要請
- g 通信体制
- h 関係機関との連携
- i 報告及び広報
- j 訓練計画
- k その他必要と認められる事項

(イ) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実行されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行なうものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事項に定めておくものとする。

(ウ) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作時の研修・訓練を定期的に行うものとする。

(エ) 関係機関の協力を得て、町地域防災計画における救助・緊急計画及び緊急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

(イ) （一社）長野県医師会は、他の都道府県の医師会との応援体制の整備を図るものとする。

(ウ) 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

第6節 消防・水防計画 ※

【統括・土木グループ】

風水害対策編

第2章

第7節 消防・水防活動計画参照

第7節 要配慮者支援計画 ※

【統括・福祉課・社会福祉協議会】

風水害対策編

第2章

第8節 要配慮者支援計画参照

第8節 緊急輸送計画 ※

【統括・土木グループ】

風水害対策編

第2章

第8節 緊急輸送計画参照

第9節 障害物の処理計画

【建設課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 各種施設などの所有者又は管理者は、これらの施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切に措置を講じる。
- 2 応急対策に必要な技術者の体制を整備する。
- 3 放置車両や立ち往生車両含む障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。
- 4 地震により被災した建築物の余震などによる倒壊などから住民の安全を確保するため、上伊那建築士会との協定等に基づく建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制の確立に努めるものとする。

第3 計画の内容

1 現状及び課題

障害物の除去にあたっては、レッカー車、クレーン車、チェーンソー、土木作業車等各種機械とともに操作者が必要となるので、これらの確保体制を整備しておくことが必要である。障害物の一時集積場所は、番場グラウンドとする。

緊急輸送路として確保すべき広域農道など基幹農道の管理は町が行っているが、障害物除去体制について県と事前に対応を検討する。

2 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 箕輪町建設業協会との協定等に基づき体制を整備する。また、中部電力(株)と事前協議を行い、体制整備を図る。
- (イ) 緊急輸送路とされている基幹農道について、障害物除去対策の整備を図る。
- (ウ) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。
- (エ) 上伊那建築士会との協定等に基づき、地震による被災建築物などの予測、判定士の養成・登録・名簿作成など、応急危険度判定が実施できる体制整備を図る。

イ 【関係機関が実施する計画】

各機関の施設、設備等の定期的な巡回点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

ウ 【住民が実施する計画】

自己の所有の又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止するものとする。

第10節 避難の受入活動計画

【全課】

第1 基本方針

大規模地震の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、危険な区域の住民は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。

また、避難所における感染症対策については「ウィズコロナ・アフターコロナ時代」に向けて大きな問題となっており、かつ、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第2 主な取組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

なお、男女共同参画の視点からの避難計画に関しては、平成25年5月内閣府男女共同参画局の「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」及び避難所チェックシートの活用を図る。

- 2 安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。具体的には、未指定の災害対策基本法第49条の4「指定緊急避難場所」検討、指定済みの第49条の7「指定避難所」の環境整備を図る。
- 3 応急仮設住宅の迅速な供給体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行なう。
- 5 被災者等への的確な情報伝達を行なう。

第3 計画の内容

- 1 避難計画の策定

(1) 現状及び課題

激甚な地震の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。また、特に土砂災害危険・注意・準用区域内の要配慮者関連施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する計画】

(ア) 県及び町は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。

(イ) 県及び町は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

(ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時または、自宅療養開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。

(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、町は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。または同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。

また保健所は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。

イ 【町が実施する計画】

(ア) 避難路、指定緊急避難場所、及び指定避難所の指定

a 町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等へ周知徹底に努めるものとする。

b 町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるか明示するよう努めるものとする。

(イ) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成し、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

a 避難指示を行なう基準及び伝達方法

b 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

c 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

d 避難場所への経路及び誘導方法

e 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(a) 給食措置

(b) 給水措置

(c) 毛布、寝具等の支給

(d) 衣料、日用品の支給

(e) 負傷者に対する救急救護

f 避難場所の管理に関する事

- (a) 避難収容中の秩序保持
- (b) 避難住民に対する災害情報の伝達
- (c) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (d) 避難住民に対する各種相談業務

g 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

- (a) 平常時における広報
 - 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - 無線放送、音声告知放送等住民に対する巡回指導
 - 防災訓練
- (b) 災害時における広報
 - 無線放送、音声告知放送、メール配信、ケーブルTV、広報車
 - 避難誘導員による現地広報
 - 住民組織を通じた広報

(ウ) 避難行動要支援者対策

町は、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(エ) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れられる方策について定めるよう努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。
- (イ) 町の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (ウ) 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び町の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者は個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、町、地域住民、自主防災組織等との連携のもとに、支援協力体制の確立に努める。

特に、土砂災害危険・注意・準用区域内の要配慮者関連施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、町、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

ウ 【住民が実施する計画】

(ア) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。

- a 家の中のどこが一番安全か
- b 救急医薬品や火気などの点検
- c 幼児や老人の避難は誰が責任をもつか
- d 避難場所、避難路はどこにあるか
- e 避難するとき、だれが何を持出すか、非常持出し袋はどこに置くか
- f 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- g 昼の場合、夜の場合の家族分担

(イ) 避難訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

(ウ) 避難場所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持出せるように備えておくものとする。

エ 【企業等において実施する計画】

(ア) 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難所等の確保

(1) 現状及び課題

箕輪町においては、避難場所を指定しているが、より円滑な避難活動を確保するために、緊急時ヘリポート、応急仮設住宅建設予定箇所等との調整、安全性への点検及び要配慮者に配慮し、避難場所及び避難経路を事前に確保する必要がある。

また、避難場所として指定した建築物には、災害時における避難生活を確保するための施設の整備が望まれる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

避難場所は資料の通りとする。

(災害時の一時避難所としての屋外避難地・避難生活のための避難施設)

(ア) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

(イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする

者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

- (ウ) 町は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。
- (エ) 指定緊急避難所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難所と指定避難所とが相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- (オ) 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- (カ) 町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。
- (キ) 学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (ク) 町が全域的に被災する場合又は避難場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と避難場所の相互提供等について協議しておくものとする。
- (ケ) 指定避難所に指定した施設については、必要に応じ良好な生活環境を確保するために、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。
- なお、設備の整備にあたっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。
- (コ) 避難所の感染症対策については、第3章第16節「保健衛生・感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- (サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エ

エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(シ) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。

また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保護を行うものとする。

(ス) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとするほか、灯油、LPガスなどの常設に努めるものとする。

また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

(セ) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難誘導体制を確立する。

なお、災害発生時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(ソ) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における要配慮者の受入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。

(タ) 公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱等に対し安全な空間とすることに努めるものとする。

(チ) 次に挙げる事項について、留意の上、避難場所、避難路の指定を行なうものとする。

- a 安全を主眼に、誰でもわかりやすく、広く、なるべく近隣の場所（路）を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
- b 避難場所（避難路）の安全性に特に配慮すること。
- c 定められた避難場所（避難路）が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所（避難路）をあらかじめ定めておくこと。
- d 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。

(ツ) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

特に夏季には、熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(テ) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(ト) 指定避難所については、他の市町村からの被災者を受け入れることができるよう配慮するものとする。

(ナ) 町は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(ニ) 町は、指定管理施設が指定避難場所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(ヌ) 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 管理施設についての避難場所の指定に協力する。

(イ) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難場所及び避難経路の確保並びに避難誘導體制の確立を図り、職員及び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携のもとに、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

3 応急仮設住宅の供給体制の整備

(1) 現状及び課題

住居を失った被災者に対し、仮設住宅の迅速な供給を行なうため、事前供給体制の整備を行なう必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。

ウ 応急仮設住宅の建設用地は町営グラウンドとし、指定避難所との整合を図りながら候補地を選定する。学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

エ 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。

オ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。

カ 被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提

供する体制を整備するものとする。

4 在宅避難者等の支援

(1) 現状及び課題

以下の者については、支援に関する情報が届きにくくなり、生活再建に遅れが生じる恐れがあるため、速やかに避難先を把握する必要がある。

ア 在宅避難者（被災者の中で避難所に居場所を確保できず、やむを得ず被災した自宅に戻って避難生活を送っている者又はライフライン等が途絶した中で不自由な生活を送っている者をいう。以下同じ。）

イ 親戚宅等避難者（親戚・知人宅等避難所以外の多様な避難先へ避難した者をいう。以下同じ。）

加えて在宅避難者は不自由な生活が長期化すれば、健康を害する恐れが高まるため、住まいの状況を把握し適切な支援につなげる必要がある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、関係機関で共有できるよう、体制整備に努めるものとする。

イ 避難行動要支援者以外の状況把握

民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外についても保健福祉サービスの必要がある者の把握に努めるものとする。

5 学校における避難計画

(1) 現状及び課題

地震発生時、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という）においては、幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）の生命、身体の安全確保に万全を期すとともに、緊急事態に備え迅速かつ的確に対応できる綿密な保護対策としての防災応急対策を実施する必要があることから、学校長は、児童生徒等の保護について十分留意し、避難対策計画を具体的に定めておく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を保護するために、立地条件を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておく

ものとする。

(ア) 防災計画

a 学校長は、地震災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。

なお、この計画作成にあたっては、町、伊那警察署、消防署及びその他の関係機関と十分に協議するものとする。

b 学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに教育委員会（以下「県教委」「町教委」という。）に報告するとともに教職員、児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

c 防災計画には、概ね次の事項を定めておくものとする。

(a) 地震対策に係る防災組織の編成

(b) 地震に関する情報の収集と児童生徒等への伝達の方法

(c) 県教委、町教委、町、伊那警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法

(d) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法

(e) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法

(f) 児童生徒等の帰宅と保護の方法

(g) 児童生徒等の保護者への引渡し方法

(h) 児童生徒等が登下校の途中で地震にあった場合の避難方法

(i) 児童生徒等の救護方法

(j) 初期消火と重要物品の搬出の方法

(k) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法

(l) 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）

(m) 防災訓練の回数、時期、方法

(n) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報

(o) 震災後における応急教育に関する事項

(p) その他学校長が必要とする事項

(イ) 施設、設備の点検管理

学校における施設設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行なう。

a 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が地震の作用又は地震の衝撃によりどのような破損になりやすいか留意して点検する。

b 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

c 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防災の措置がされているかについて点検する。

(ウ) 防火管理

地震災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

- a 日常点検は、職員室、給食調理室、庁務室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - b 定期点検は、消火器具、屋内消火設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (エ) 避難誘導
- a 避難経路及び避難場所は、第一、第二の避難経路及び避難場所を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - b 防災計画の作成にあたっては以下の事項に留意する。
 - (a) 児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする。
 - (b) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (c) 遠足等の校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。
 - (d) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

—資料—

指 定 避 難 所

開設した避難所に担当職員を常駐させ、自主防災組織、日赤奉仕団等の協力を得て避難者の保護に当たる。

- 指定第1次避難所 (R4.4.1 現在 15箇所)
- 指定第2次避難所 (R6.4.1 現在 18箇所)
- 指定福祉避難所 (R4.4.1 現在 7箇所)

施設名	責任者	収容地区名	備 考
沢公民館	区長	沢	指定第1次避難所
大出コミュニティセンター	〃	大出	〃
北西部多目的センター	〃	八乙女	〃
下古田公民館	〃	下古田	〃
上古田公民館	〃	上古田	〃
中原公民館	〃	中原	〃
松島コミュニティセンター	〃	松島	〃
木下公民館	〃	木下	〃
富田公民館	〃	富田	〃
中曽根公民館	〃	中曽根	〃
三日町公民館	〃	三日町	〃
福与公民館	〃	福与	〃
長岡公民館	〃	長岡	〃
南小河内公民館	〃	南小河内	〃
北小河内公民館	〃	北小河内	〃
箕輪中部小学校体育館	町長	通学区に準じる*	指定第2次避難所
箕輪北小学校	〃	〃	〃
箕輪西小学校	〃	〃	〃
箕輪東小学校	〃	〃	〃
箕輪南小学校	〃	〃	〃
箕輪中学校	〃	〃	〃
箕輪町社会体育館	〃	利用可能地区に準じる*	〃
箕輪町藤が丘体育館	〃	〃	〃
箕輪進修高校第二体育館	〃	〃	〃
沢保育園	〃	〃	〃
上古田保育園	〃	〃	〃
松島保育園	〃	〃	〃
木下保育園	〃	〃	〃
三日町保育園	〃	〃	〃

東みのわ保育園	町長	利用可能地区に準じる*	指定第2次避難所
長田保育園	〃	〃	〃
いきいきセンター・サンライズ	〃	〃	〃
箕輪町防災交流施設	〃	〃	〃

指 定 福 祉 避 難 所

施設名	責任者	種別	受入対象者
特別養護老人ホームぐれいすフル箕輪	管理者	老人福祉施設	高齢者
生協総合ケアセンター みのわ	〃	〃	〃
ケアセンター ふれあいの里	〃	〃	〃
別養護老人ホーム みのわ園	〃	〃	〃
箕輪町デイサービスセンター ゆとり荘	〃	〃	〃
介護老人保健施設 わかな	〃	〃	〃
箕輪町障がい者支援センターふれんどわーく	〃	障がい者施設	障がい者

※「指定福祉避難所」は、受入対象者とその家族のみが避難する。

- 1 各公民館等が被災のため使用不能になった場合、最寄りの学校、保育園及びその校庭等安全な場所を使用する。
- 2 避難所の運営は、区長及び役員の協議に基づいて行なう。
- 3 収容人員の報告
住民環境課長は避難所の状況を常に把握し、その状況を次表により関係各課の班長に通知する。

※ 防災倉庫を設置し避難所等として活用できる「防災拠点」の整備

箕輪町内の中心市街地に、新たな避難施設（指定避難所）及び消防団、自主防災組織等の活動拠点となるよう防災倉庫（備蓄物資・資機材）の機能を備えた防災拠点施設を整備して、災害時等に避難者の生活環境を確保していく。

また平時には消防団や自主防災組織等の訓練や研修等が行える設備も整備していく。

総 数	避 難 所			救護を要する者の状況及び人員	その他
	大 人	子 供	乳幼児		
人	人	人	人	人	人

避 難 地

災害が予想され、又は起こった場合一時的に避難する場所をいう。

場所

箕輪中部小学校校庭

箕輪北小学校校庭

箕輪西小学校校庭

箕輪東小学校校庭

箕輪南小学校校庭

箕輪中学校校庭

箕輪進修高等学校校庭

箕輪町役場駐車場

木下一の宮公民館庭

長田保育園園庭

八乙女グラウンド

福与農村運動公園グラウンド

イオンリテール(株)イオン箕輪店南側駐車場

みのわテラス駐車場

第11節 孤立防止対策 ※

【統括グループ・住民グループ・土木グループ】

風水害対策編

第2章

第12節 孤立防止対策参照

第12節 食料品等の備蓄・調達計画 ※

【統括グループ・住民グループ】

風水害対策編

第2章

第13節 食料品等の備蓄調達計画参照

第13節 給水計画 ※

【土木グループ】

風水害対策編

第2章

第14節 給水計画参照

第14節 生活必需品の備蓄・調達計画 ※

【住民グループ】

風水害対策編

第2章

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画参照

第15節 危険物施設等災害予防計画 ※

【消防署】

風水害対策編

第2章

第16節 危険物施設等災害予防計画参照

第16節 電気施設災害予防計画 ※

【電力会社】

風水害対策編

第2章

第17節 電気施設災害予防計画参照

第17節 液化石油ガス施設災害予防計画 ※

【ガス会社】

風水害対策編

第2章

第18節 液化石油ガス施設災害予防参照

第18節 上水道施設災害予防計画 ※

【水道課】

風水害対策編

第2章

第19節 上水道施設災害予防計画参照

第19節 下水道施設災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

下水道は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

そのため、地震等の災害時においてもライフライン機能を確保し、地震に強いまちづくりに資する下水道整備を推進することが肝要である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策に努める。

また、被害の予防を図るとともに、災害時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。
- 4 下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充を図る。
- 5 管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

(1) 現状及び課題

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

(2) 実施計画

- ア 下水路の整備による内水排除対策を進める。
- イ 重要な管渠及び処理施設場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講じる。
- ウ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講じる。

2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

(1) 現状及び課題

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらか

じめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との間で広域応援協定が民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

(2) 実施計画

ア 災害時の応急対策を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。

イ 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請することができる。

3 緊急用、復旧資材の計画的な確保

(1) 現状及び課題

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、これらの資機材について、平常時から計画的に購入、備蓄していく必要がある。

(2) 実施計画

発電機、ポンプ等の緊急用、復旧用資材を計画的に備蓄する。

4 下水道施設台帳、農業集落排水処理施設台帳の整備・拡充

(1) 現状及び課題

下水道施設台帳には下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するためには、当該台帳から確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるようにする必要がある。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

(2) 実施計画

下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

5 管渠及び処理場施設の系統の多重化

(1) 現状及び課題

下水道は、住民の生活に欠くことのできないライフラインとして、一日たりとも休むことのできない施設であり、万一被害を受けた場合においてもライフラインとし

での機能を確保できる体制を整えておく必要がある。このため、管渠の2系統化、処理場施設のバックアップ体制の確保等、代替体制の確保に努めることが必要である。

(2) 実施計画

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第20節 通信・放送施設災害予防計画

【総務課・消防署】

第1 基本計画

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう予防措置を講じる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 町は通信施設の地震対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 東日本電信電話株式会社は通信手段の震災対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 放送機関は通信施設の震災・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
- 5 警察機関は通信機器の震災対策、情報収集体制の強化を図る。
- 6 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

(1) 現状及び課題

災害時においては、通信施設の被災、通信量の飛躍的な増大などにより通信回線が一時的に利用不能又は輻輳の発生するおそれがある。このため被災情報の収集伝達、災害対策に必要な通信を確保するため緊急時用通信施設、機器及び運用体制の確立が必要である。

(2) 実施計画

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行なう場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて実効性の確保に留意する。

2 防災行政無線通信施設災害予防

(1) 現状

箕輪町においては、平成24年度に同報系無線設備のデジタル化により双方向性確保と通信の明瞭化を図り、庁舎の耐震化に着手した。

(2) 実施計画

I P通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り通信施設については、耐震性な

ど災害予防対策を図る。

3 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段による。

(1) 町内の通信

- ア 町防災行政無線
- イ 消防無線
- ウ NTT電話
- エ 音声告知放送
- オ 緊急メール配信
- カ ケーブルTV

4 非常時における通信の確保

(1) 公衆電気通信施設の利用

非常災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の市街電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

(2) 非常無線通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

5 電気通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や生活への支障を除去するため、耐震性など災害予防対策を図るものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町は、地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

イ 【東日本電信電話株式会社、(株)NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推

進めることに努めるものとする。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

(ア) 建築物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建築物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震強化を要請する。

b 事務室設置のシステム端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるように補強する。

(イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更改し、停電対策強化を図る。

(ウ) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

(エ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

(オ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

(カ) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大するものとする。

(キ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(ク) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び町等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(ケ) 危機管理・復旧体制の強化

a 社内情報連絡ツールの充実

b 災害発生時直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(コ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

6 放送施設災害予防

(1) 現状及び課題

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施し、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努めている。

イ 信越放送（株）

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、「地震・災害緊急放送マニュアル」を作り、「地震報道対策会議」を設置し災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施が図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努力している。

(ア) 放送施設、局舎の補強

高圧受電設備、自家用発電設備、放送設備の風水害対策は完了している。

(イ) 自家用発電装置は、放送用、一般用と別に備えてあり、放送用は110時間連続運転可能であり、また無停電装置もラジオ、テレビと別に設置している。

ウ （株）長野放送

災害に際し放送を確保するため、「非常災害時の基本マニュアル」を策定し、以下の項目について放送施設を整備し有事に備えている。

(ア) 演奏所（TV局のスタジオや主調整室があるところ。本局）、送信所、各中継所については、できるだけ予備系統を設ける。（放送装置の現用予備2台化等）

(イ) 上記の放送施設内には、予備電源を設置し、商用電力の停電に備える。

(ウ) 上記の放送施設内には、放送設備に耐震対策（固定化）を施す。

(エ) 毎年、冬季前に無線設備の総点検を実施し劣化機器の洗い出しを行う。

エ （株）テレビ信州

災害の発生に際し、放送を確保するため、「非常災害対策要綱」を策定し放送設備等の被害を最小限に止めるよう以下の措置をとっている。

(ア) 局舎の耐震性について

演奏所、送信所、中継局の建物は、十分な耐震構造だが、更新時には見直しをし、万全を期すようにしている。

(イ) 電源設備について

演奏所、送信所、中継局には、自家発電設備等非常用電源設備を設置している。

(ウ) 非常災害対策訓練の実施

非常時に迅速適切な措置がとれるよう会社規模の訓練を実施している。

オ 長野朝日放送（株）

地震災害などの非常災害が発生又は発生する可能性がある場合は、当社の「非常災害対策要領」に基づき、放送の送出および受信を確保し、防災および取材体制の充実を図る。また、放送設備等については、以下の措置をとっている。

(ア) 社屋の耐震性について

社屋は平成3年竣工であり新規格により建設されているため耐震性は十分である。

(イ) 電源設備について

自家発電および無停電設備により停電時に備えている。

(ウ) 放送設備について

災害時に必要な情報を早急に最小限の人員で放送できるようにテロップ・スーパーは準備している。

カ 長野エフエム放送（株）

非常災害時における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施している。

(ア) 放送施設の耐震固定の実施

(イ) 予備放送設備の整備

(ウ) C S衛星経由によるネットキー局との放送回線の確保

(エ) 非常災害時緊急音声割込み設備およびFM文字多重放送の文字「緊急警戒情報」チャンネルの稼働

(2) 実施計画

【放送施設が実施する計画】

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。また、停電対策として非常電源設備の充実を図る。

7 警察無線通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

警察通信施設は、伊那警察署および無線中継所のそれぞれの設備に耐震対策を実施している。特に無線中継所にあっては、平成6年度以降に建設されたものは、鉄骨造りとする等、耐震性、不燃堅牢性について強化を図っている。また、地震による長期停電に備え、伊那警察署及び主要無線中継所はし、発動発電機が整備されている。無線多重回線については、2ルート化及びグループ化の構成となり、信頼性の向上を図っている。平成27年度から4カ年にわたってヘリコプターテレビシステムの整備を行い、被災現場における情報収集体制の強化を図っている。

災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信設備の整備を行う。

(2) 実施計画

【警察本部が実施する計画】

災害現場における情報の収集活動を効率的に行なうため中継無線局および無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を行なう。

8 道路埋設通信施設災害予防

(1) 現状及び課題

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、架空から地中化を進める必要がある。

(2) 実施計画

【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化を図る。

第21節 鉄道施設災害予防計画 ※

【鉄道会社】

風水害対策編

第2章

第22節 鉄道施設災害予防計画参照

第22節 災害広報計画 ※

【企画振興課】

風水害対策編

第2章

第23節 災害広報計画参照

第23節 土砂災害等の災害予防計画

【建設課・みどりの戦略課】

第1 基本計画

箕輪町においても、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、地震に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県、町等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講じる。

また、近年、要配慮者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれらの箇所の土地に法律に基づく指定をかけ、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を行い、周知徹底を図る。
- 2 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域、著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。
- 4 要配慮者利用施設が商材する土砂災害警戒杭域及び土砂災害危険箇所等について防災対策を推進する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

(1) 現状及び課題

箕輪町は、地質構造の特異性から多くの地すべり危険箇所が分布しており、当該地区は地すべり等防止法に基づく地すべり防止地域に指定されている。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法について定める。

(イ) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。

(ウ) 地すべり災害の発生するおそれがある場合に迅速かつ適切な高齢者等避難、避

難指示を行なえるよう具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現状を把握するため、定期的に施設点検を行う。

(イ) 点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講じる。

ウ 【住民が実施する計画】

地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を深めるものとする。

2 土石流対策

(1) 現状及び課題

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受ける可能性がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知するものとする。また、土石流危険渓流の住民への周知に努めるとともに、警戒避難体制の確立を図るものとする。

(ア) 警戒又は避難を行なうべき基準

警戒又は避難を行なうべき基準は、長野地方気象台の「土砂災害警戒情報」による。

大雨には、局地性があるので雨量観測値が一定雨量に達しない時でも危険な兆候が認められた場合は、箕輪町は、避難等について住民を指導する。

(イ) 避難方法の周知

降雨時に混乱なく避難させるため、避難について必要な事項について定める。

a 土石流危険渓流の所在地

(別に定める土石流危険渓流一覧表による。)

b 土石流危険渓流の区域

(別に定める土石流危険渓流位置図による。)

(ウ) 避難指示の発令時期、伝達手段、誘導及び移送等

土石流の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるための指示、伝達、誘導、収容及び救助等は、次に定めるとおりとする。

a 避難指示

土石流が発生し、また発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、必要と認められる地域の居住者、滞在者、その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

b 避難指示する例示

- (a) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (b) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木が混じり始めた場合
- (c) 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少した場合
- (d) 溪流付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じ始めた場合やその兆候が出始めた場合

c 地区別避難予定地

地区名	避難地	所在地
沢（長田）	長田保育園園庭	中箕輪 2134-268 番地
北小河内	箕輪東小学校校庭	東箕輪 3187-1 番地
南小河内	〃	〃
長岡	〃	〃
下古田	長田保育園園庭	中箕輪 2134-268 番地
上古田	箕輪西小学校校庭	中箕輪 5715 番地
富田	一の宮公民館庭	中箕輪 16206-1 番地
三日町と福与の一部	箕輪南小学校校庭	三日町 5 番地
福与	福与地区農村運動公園	福与 524 番地

d 避難場所

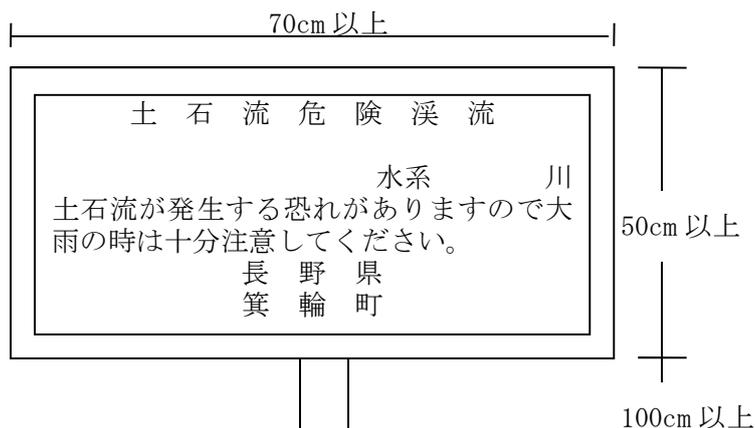
別表のとおり

e 避難路

別に定める

f 土石流危険溪流の掲示

土石流の危険度の高い溪流については関係住民の意向を考慮のうえ標識の設置に努める。



3 要配慮者関連施設に係る土砂災害対策

(1) 防災体制の確立

土砂災害の受けるおそれのある施設の管理者に対して土砂災害危険箇所及び危険区域、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、防災体制の整備を図る。

(2) 【関係機関が実施する計画】

- ア 直轄で所掌している砂防施設について、定期的に点検を行い施設の現況を把握する。
- イ 土石流による災害を未然に防ぐため必要により予警報システムの整備を図るとともに、土石流監視装置の整備を図る。

(3) 【住民が実施する計画】

- 土石流危険溪流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておくものとする。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現状及び課題

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に止めるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警戒の発令及び伝達、周知方法等について定めるものとする。
- (イ) 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定め、住民へ周知するものとする。また、急傾斜地崩壊危険箇所を住民に周知するものとする。
- (ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難指示を行なえるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。
- (エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ住民に徹底させるものとする。
- (オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

農業用排水路等を管理する団体においては、災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、町に緊急連絡ができるようにする。

ウ 【住民が実施する計画】

日頃から危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所を確認しておくものとする。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等対策

(1) 現状及び課題

急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂

災害警戒区域及び土砂災害危険箇所等に立地している。

これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

ア 町は、防災マップ等の作成・配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

イ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

6 土砂災害警戒区域の対策

(1) 現状及び課題

箕輪町では、令和4年3月末現在で196区域が土砂災害警戒区域に指定されている。また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は、169箇所あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 町は住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。

また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

(イ) 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 建築基準法に基づく建築物の構造規制
- b 勧告による移転者または移転を希望する者への建物除去等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(ウ) 土砂災害警戒区域については、以下の措置をとるものとする。

- a 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。
 - (a) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法
 - (b) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路
 - (c) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項
 - (d) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地
 - (e) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項
 - (f) 救助に関する事項
 - (g) その他警戒避難に関する事項

b 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

(エ) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行うものとする。

イ 【住民等が実施する計画】

(ア) 住民は、平時から土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

(イ) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、町に助言を求めるものとする。

第24節 防災都市計画 ※

【建設課】

風水害対策編

第2章

第25節 防災都市計画参照

第25節 建築物災害予防計画

【建設課・文化スポーツ課】

第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民等の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行なう。
- 2 建築物の落下物対策及びブロック塀等の安全性を図る。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、地震発生後の火災に備える。

第3 計画の内容

1 公共建築物

(1) 現状及び課題

公共物の中には役場庁舎等、地震発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。これらの中には、昭和56年以前に建築された建築物もあり、今後、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を検討する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 町有施設の耐震診断及び改修の実施

町有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を検討するものとする。また、実施にあたっては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行なうものとする。

(イ) 耐震診断・耐震改修のための技術的な指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(ウ) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備えるものとする。

(エ) 緊急地震速報の活用

町が管理・運営する施設の管理者は緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明示しておくとともに、定期的に訓練を実施するように努める。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 昭和56年以前に建築された関係機関の建築物は、計画的に耐震診断を実施

し、必要に応じて耐震改修等を行なう。

(イ) 防火管理者の設置

消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

2 一般建築物

(1) 現状及び課題

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 耐震診断・耐震改修のための指導等

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき耐震診断・耐震改修について必要な指導・助言等をするものとする。

(イ)

a 住宅及び町長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を行うものとする。

b 耐震診断・耐震改修のための支援措置

賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成支援を行なう。

(ウ) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(エ) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被害者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、それらの制度の普及促進に努めるものとする。

イ 【建築物所有者等が実施する計画】

(ア) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行なうとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(イ) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

3 落下物・ブロック塀等

(1) 現状及び課題

建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- a 落下物及びブロック塀等の安全性について、普及、啓発を図るための広報活動を行なうものとする。
 - b ブロック塀等の倒壊を防止するため、技術基準の周知に努めるとともに、既存のブロック塀等について修繕、補強等の技術指導をするものとする。
- イ 【住民が実施する計画】
- a 外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行なうものとする。
 - b 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止について検討を行うとともに対策を講じるものとする。

4 文化財

(1) 現状及び課題

文化財は、文化財保護法等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な町民の財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

箕輪町における文化財についても、木造のものが多く、震災等の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には、未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

(ア) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行なうものとする。

(イ) 防災施設の設置推進とそれに対する支援を行なうものとする。

(ウ) 区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

イ 【所有者が実施する計画】

(ア) 防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。

(イ) 建築物内にある文化財の把握に努めるものとする。

第26節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課】

第1 基本計画

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行なうにあたり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な障害が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互関係の協定を締結し平常時より連絡を強化しておく。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
法令等により、道路管理者の義務としてトンネル、橋等の点検は近接目視により5年に1回の頻度を基本に行わなければならないことから、長野県道路メンテナンス会議との連絡調整により円滑な道路管理の促進を図る。
- 2 震災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行なう。

第3 計画の内容

- 1 道路及び橋梁の耐震性の整備
 - (1) 現状及び課題
大地震が発生すると道路は法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態となることが予想される。
この対策として町は、関係機関に対して、道路施設及び橋梁について耐震性の強化を図るよう要請する必要がある。
 - (2) 実施計画
【町が実施する計画】
それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行なうものとする。
- 2 関係機関との協力体制の整備
 - (1) 現状及び課題
大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単

独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の連携を強化しておく。また、応急復旧のために建設業協会等との協定により交通の確保を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

関係機関との協力体制を整備するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・市町村の協定等に協力するものとする。

(イ) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておくものとする。

(ウ) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び町が情報共有できる体制の整備に努める。

第27節 河川施設災害予防計画

【建設課】

第1 基本方針

河川施設は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るとともに河川の整備の検討を行なう。
- 2 ダム施設は地震に対して安全な設計がなされており、定期点検を行い施設の維持管理に努める。
- 3 速やかな応援体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

(1) 現状及び課題

地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、堤体の地震による安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

(2) 実施計画

【町が実施する計画】

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図るものとする。

2 ダム施設災害予防

(1) 現状及び課題

箕輪ダムにおいては、河川管理施設等構造令及び各種基準により、構造計算に用いる設計震度が定められ、これに基づき設計されている。また、ダムでは定期的に点検整備を行っている。

(2) 実施計画

【町及びダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

第28節 ため池災害予防計画

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

箕輪町においては、3箇所（上古田、下古田、富田）のため池がある。これらのため池は、営農の推移とともに築造され、関係住民の努力により維持され現在に至っている。

大規模地震によりこれらが決壊した場合、下流の住民のみならず人家、公共施設、田畑等に甚大な被害を与える。

そこで、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止するよう努める。

第2 主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある「防災重点農業用ため池」を優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすく防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の耐震化工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

第3 計画の内容

1 実施計画

(1) 【町が実施する計画】

ア ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池カルテ」を整備し、変更が生じた場合は、県に報告するものとする。

イ ため池管理者、町等との緊急連絡網を作成するものとする。

ウ ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

(2) 【関係機関が実施する計画】

ア ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに町に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化するものとする。

イ ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、町に点検結果を報告する。

第29節 農林水産物災害予防計画

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

地震による農林産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物出荷貯蔵施設、農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保・適地適木の原則を踏まえた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行なうなどの安全対策を指導する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業農村支援センター等に対し周知徹底を図る。
また、農林産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。
- 2 森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

生産施設等の損壊に伴う農産物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、農業農村支援センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る必要がある。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断の必要性を検討する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

農業農村支援センター、農業技術者連絡協議会と連携し、農業者等に対し、予防技術の周知徹底を図るものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

(ア) 町と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

(イ) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全制を確保する。

(ウ) 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。
- (イ) 新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

2 林産物災害予防計画

(1) 現状及び課題

震災による立木の倒木防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導している。

林産物の生産、流通、加工施設の設置にあたっては、活断層等の存在を留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策を普及する必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

- (ア) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを促進するものとする。
- (イ) 県との連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する計画】

- (ア) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)
- (イ) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- (ウ) 関係業界は、県、町と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

ウ 【住民が実施する計画】

- (ア) 町が計画的に行なう森林整備に協力するものとする。
- (イ) 施設の補強等対策の実施に努めるものとする。

第30節 二次災害の予防計画

【土木グループ・上伊那広域消防本部】

第1 基本計画

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行なうためには、日ごろからの対策及び活動が必要である。

第2 主な取組

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の養成体制の整備等を行なうとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行なう。
- 2 危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害危険箇所の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

ア 建築物や宅地関係

地震時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行なう必要がある。

イ 道路・橋梁関係

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する基準等の整備及び技術者の養成、並びに事前登録等、活用のための施策等を推進することが必要である。

(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

被災時に上伊那建築士会との協定に基づく応急危険度判定を行なう判定士の受入体制を整備するものとする。

イ 道路・橋梁関係

(ア) 【町が実施する計画】

それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

(イ) 【関係機関が実施する計画】

関係機関それぞれの計画の定めるところにより整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

消防法の定める危険物施設における地震発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の整備等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

(イ) 立入り検査の実施等の指導

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

(エ) 自衛消防組織の強化についての指導

(オ) 近隣の危険物取扱事業者との協定の締結の促進等の指導

イ 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

(ア) 危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加

(イ) 危険物施設の耐震性の向上

(ウ) 防災応急対策用資機材等の整備

(エ) 自衛消防組織の強化促進

(オ) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 河川施設の二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、過去に地震によりダム機能に直接影響する被害が発生したことはないが、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。

(イ) 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

イ 【ダム管理者が実施する計画】

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

(1) 現状及び課題

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流などの危険性があり、二次災害予防のためそれらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

(2) 実施計画

- ア 情報収集体制の整備
- イ 警戒避難体制の整備

第3 1 節 防災知識普及計画

【全課】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、町、防災関係機関による対策が有効に機能するためには、住民が常日ごろから災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される大地震に対処するには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、県、町および指定地方行政機関等は、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成、地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓蒙活動を行なう。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災意識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 町職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

- 1 住民等に対する防災知識の普及活動

(1) 現状及び課題

災害発生時に、自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か、要配慮者に対しては、どのような配慮が必要かなど、災害発生時に役に立つ実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成することが、被害を最小限に止める上で重要である。

現在も各種の研修、訓練、講演会等の取組みや、広報活動がなされているが、今後は、防災マップ改訂等の、より実践的な活動が必要である。また、企業等に対する防災知識の普及も重要な課題である。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、ホームページ、防災講演会及びパンフレット等により次の事項の啓発活動を行なう。

- a 地震に関する一般的な知識

- b 地震発生時の地震動に関する一般的な知識
 - c 地震が発生した場合の出火防止、近隣の人々と協力して行なう救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - d 正確な情報入手の方法
 - e 要配慮者に対する配慮
 - f 防災関連機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - g 平素住民が実施しうる応急手当、3日分の食料・飲料水等の備蓄、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、出火防止等の対策の内容
 - h 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
 - i 様々な条件下（家屋内、路上、自転車運転中など）で地震発生時にとるべき行動、避難場所での行動
 - j 緊急地震速報や情報が発せられた場合にとるべき行動等
 - k 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - l 各地域における避難地及び避難路に関する知識
 - m 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (イ) 災害時における行動のとりかた、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮、食料等の備蓄及び避難時の安否札活用等防災思想の普及徹底を図るものとする。
- (ウ) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさについて身をもって体験し、どのように行動すべきかを考える機会を設けるものとする。
- (エ) 防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行なう。
- (オ) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。
- (カ) 上記の防災マップ（今後の改訂版含む）の配布にあたっては、それらがもっている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。
- (キ) 住民等に対して消火器、ガスのマイコンメーター、非常持出し品等の防災関連設備の普及に努めるものとする。
- (ク) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。
- (ケ) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。
- また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実

施するものとする。

イ 【自主防災組織等が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参加することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織においても、地区別防災カルテ等の作成・更新に協力するものとする。

ウ 【報道機関等が実施する計画】

防災知識の普及啓発に努める。

エ 【住民等が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下の様な活動を通じ防災意識を高める。

(ア) 避難路、避難所の確認

(イ) 発災時の連絡方法

(ウ) 幼児や高齢者の避難についての役割確認

(エ) 災害用非常持出し袋の内容、保管場所の確認

(オ) 備蓄食料の試食及び更新

(カ) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(キ) 地域の防災マップの作成

(ク) 地域の防災訓練など自発的防災活動への参加

(ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

オ 【企業等が実施する計画】

企業においても、災害発生時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

カ 【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

長野地方気象台は緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者を収容している施設、旅館、ホテル、駅、デパート等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

町が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害発生時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行なうものとする。

イ 【町が防災上重要な施設の管理者等に要請する計画】

災害時に適切な行動を取れるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

(1) 現状及び課題

保育園、小中学校、高等学校（以下この節において「学校」という）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の防災リスクに基づいた防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等とおして、防災教育を推進する。

(2) 実施計画

ア 学校においては、大規模災害においても対処できるように町その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

イ 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

ウ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

(ア) 防災知識一般

(イ) 避難の際の留意事項

(ウ) 登下校中、在宅時中に災害が発生した場合の対処の方法

(エ) 具体的な危険箇所

(オ) 要配慮者に対する配慮

エ 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災知識の高揚を図る。

4 町職員に対する防災知識の普及

(1) 現状及び課題

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ参加を通じて、防災関係職員以外の職員に対しても次項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

(2) 実施計画

ア 地震及び津波に関する一般的な知識

イ 地震発生時の地震動及び津波に関する知識

ウ 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

- エ 職員等が果たすべき役割
- オ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

第3 2節 防災訓練計画

【総務課】

第1 基本方針

地震発生時に、災害を最小限に止めるためには、地震発生時に適切な行動をとることが必要であるが、地震時における行動を経験から学ぶことは困難である。そこで、発生時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。また、発生時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

発生時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の確立を目的として各種の災害を想定した防災訓練を積極的かつ継続的に実施する。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関等と連携した各種訓練を実施する。
- 2 福祉避難室訓練の全町内拡大を進める。
- 3 防災訓練の実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる。
- 4 訓練形態としてシェイクアウト型訓練、学習型防災訓練の検討と導入を推進。
- 5 実践的な訓練にするため訓練内容に配慮し、事後評価を行う。

など、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努めることとする。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別

(1) 現状及び課題

箕輪町では、毎年9月1日「防災の日」を中心に防災週間（8月30日～9月5日）内において防災訓練や職員図上訓練を実施している。平成23年においては、9月3日に計画していたが、台風12号で中止した。その後、9月10日に職員中心の訓練、9月16日には一部地区での訓練を実施した。箕輪町地震総合防災訓練（以下「訓練」という。）は、大雨との複合災害を想定し、東海地域に大規模地震が発生するおそれがある異常を発見し、警戒宣言が発せられたのち、大規模な地震が発生した等との想定のもとに、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法及び県地域防災計画、箕輪町地域防災計画に基づき、国、県、箕輪町及び関係機関、団体等が緊密かつ有機的な連携を図りつつ、実践的な防災訓練を実施し、防災関係機関の相互の連携強化と地域の防災行動の強化及び住民等の防災意識の高揚を図ることを目的としている。

今後、訓練内容をより実践的で充実したものにしていく必要がある。

(2) 参加機関

伊那警察署、箕輪町、箕輪町教育委員会、箕輪消防署、箕輪町消防団、箕輪町赤十字奉仕団、箕輪町各小中学校、箕輪進修高校、箕輪町各保育園、病院、社会福祉

施設、民間事業所等、箕輪町交通安全協会、各区、住民等

(3) 訓練の重点事項

ア 中央防災会議が主唱して「防災の日」に実施する「総合防災訓練」と関連付け、防災関係機関、住民、事業所等が一体となった『地域ぐるみの体制』の基に訓練を実施する。

(ア) 地震災害警戒（地震災害対策）本部の設置・運営訓練

災害時における災害警戒・対策本部の初動体制の円滑な運営を図るために職員の非常参集、本部設置・運営、情報の収集・伝達等の訓練を実施する。

(イ) 伝達訓練

警戒宣言が発せられた場合及び避難指示等を発令した場合の地域住民、事業所等に的確な情報を迅速に伝達、広報できるようにするための訓練を目標とし、防災行政無線を利用した情報の受理と、関係機関への伝達訓練、防災行政用無線及びみのわメイト、緊急メール、ケーブルTV等の緊急放送による住民等への伝達訓練を実施する。

(ウ) 地域ぐるみの防災訓練

幼児、児童等と近隣住民との協力・連携による防災活動体制づくりを推進するために、地域住民と学校、保育園等が協力・連携し、地域ぐるみで初期消火、避難誘導、救出・救護等の訓練を行なう。

イ 防災意識の高揚

防災意識の普及と訓練への幅広い参加について、事前にわかりやすい広報の充実に努める。

なお、この訓練において、家庭にあってはあらかじめ非常持出し品、安全点検箇所、役割分担、避難先等について話し合っておく「家庭防災会議」の実施の呼び掛け、事業所にあっては警戒・避難の方針等をあらかじめ、周知・徹底しておくことなどについて広報を行なう。

また、警戒宣言発令時、発災時におけるドライバー心得についても周知を図る。

(4) 訓練内容

ア 箕輪町

(ア) 南海トラフ地震への対応で前震や地殻変動等の異常現象を観測した場合や、巨大地震発生の可能性が高まった場合の気象庁発表の「南海トラフ地震に関する情報」に対する警戒の受理町民等への伝達・広報訓練

(イ) 本部員及び本部職員の非常参集訓練

(ウ) 地震災害警戒（地震災害対策）本部の設置運営訓練

(エ) 役場庁舎及び出先機関の消防訓練・避難訓練

(オ) 宿泊施設等における初期消火訓練・避難、誘導、救出、救護、給水訓練等

(カ) 防災行政用無線等の通信訓練

(キ) その他

イ 学校、保育園

- (ア) サイレン、防災行政用無線、メール配信等による警戒宣言の覚知訓練
 - (イ) 幼児、児童の避難誘導訓練
 - (ウ) その他
- ウ 医療機関、金融機関、スーパー、工場等民間事業所
- (ア) サイレン、防災行政用無線、メール配信等による警戒宣言の覚知訓練
 - (イ) 入場者、収容者等可能な限り一般客等の参加を得て混乱防止、安全確保訓練
 - (ウ) 防災応急対策の実動訓練及び警戒宣言が発せられた場合における対応措置を事前に利用者に周知させる事前準備
 - (エ) 従業員等における初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護、給食給水訓練
- エ 区、住民
- (ア) 情報の収集伝達訓練
 - (イ) サイレン、防災行政用無線、メール配信、音声告知放送、ケーブルTV等による警戒宣言の覚知訓練
 - (ウ) 初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護、給食給水訓練
 - (エ) 地域における危険箇所の把握
 - (オ) 要配慮者の安全対策訓練
 - (カ) 家庭内の地震対策の点検
 - (キ) その他
- オ 消防署
- (ア) 消火訓練
 - (イ) 救助訓練
 - (ウ) 救急訓練
 - (エ) その他
- カ 消防団
- (ア) 模擬火災訓練
 - (イ) 避難の誘導訓練
 - (ウ) 地域住民の初期消火訓練指導
 - (エ) 通信訓練
 - (オ) その他
- キ 赤十字奉仕団
- (ア) 炊き出し訓練
 - (イ) 初期消火訓練
 - (ウ) 救護訓練
- ク 交通安全協会
- (ア) 非常時における交通整理指導訓練 (イ) その他
- (5) その他
- 訓練当日箕輪町に災害防災対策本部を設置するような災害が発生又は災害の発生するおそれがある場合は訓練を中止する。

(6) その他の訓練

下記の訓練については、上記の訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

ア 【町が実施する計画】

(ア) 水防訓練

水防管理者及び県は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行なう。

(イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の連携した訓練と併せて行なう。

(ウ) 災害救助訓練

救助・援護を円滑に遂行するため必要に応じて、独自に又は関係機関、赤十字、赤十字奉仕団と共同してあらかじめ災害の想定を行い、トリアージを含めて医療救護・人命救助、炊き出し等の訓練を行なう。

(エ) 通信訓練

災害時における町災害対策本部との円滑な通信が行なえるよう、あらかじめ作成された想定により情報伝達、感度交換訓練を行なう。

(オ) 避難訓練

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行なうよう指導する。災害時における、避難等の迅速化及び円滑化のため、地域住民の参加を得て、避難所への避難訓練を行なう。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定したうえでの抜き打ちの実施も検討する。

(キ) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定より情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(ク) 警備及び交通規制訓練

災害時における情報収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達訓練を行なう。

(ケ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

イ 【住民が実施する計画】

住民は、町等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。また、地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

ウ 【企業が実施する計画】

(ア) 企業等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。

(イ) 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の地下街等の所有者又は管理者、要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 現状及び課題

訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震および被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材および実施時間等の訓練環境について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫するとともに、次回以降の訓練の参考にするため訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行なうとともに、次回の訓練に反映させるよう努める必要がある。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 実践的な訓練の実施

訓練の実施機関は、被害の想定を明らかにする、冬期・夜間に行なうなど訓練の実施時間を工夫する、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、多様なケースを想定し、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動シミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。また、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

また、自主防災組織、民間企業、地域住民等とも連携した訓練となるよう努めるものとする。

(イ) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行なう。

第33節 災害復旧・復興への備え ※

【全課】

風水害対策編

第2章

第34節 災害復旧・復興への備え参照

第34節 自主防災組織等の育成 ※

【総務課】

風水害対策編

第2章

第35節 自主防災組織等の育成参照

第35節 企業防災に関する計画 ※

【企画振興課】

風水害対策編

第2章

第36節 企業防災に関する計画参照

第36節 ボランティア活動の環境整備計画 ※

【福祉課・社会福祉協議会】

風水害対策編

第2章

第37節 ボランティア活動の環境整備計画参照

第37節 災害対策基金等積み立て運用計画 ※

【企画振興課】

風水害対策編

第2章

第38節 災害対策基金等積み立て運用計画参照

第38節 震災対策に関する調査研究及び観測

【総務課】

第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ様々な研究が行なわれているところであるが、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

第2 主な取組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

第3 実施計画

- 1 地域の地震災害の特性や災害危険性を把握するため、地震そのものの理学的研究のみならず、長周期地震動を含め地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造物の耐震補強など工学的分野、災害時の人間行動や情報伝達など社会的分野、古文書の分析等の歴史学等も含めた統合的な研究を積極的に行なうとともに、防災アセスメントを検討し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。
- 2 国、県が行なう活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、町内のデータの蓄積に努めるものとする。

第39節 災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大地震の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大地震に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。また、この教訓をまちづくりに活かすよう検討する。

第40節 観光地の災害予防計画 ※

【商工観光課】

風水害対策編

第2章

第40節 観光地の災害予防計画参照

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進 ※

【全体】

風水害対策編

第2章

第41節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進参照

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害情報の収集・連絡活動

【全課】

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず住民等への伝達、その被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、水、燃料等の供給）を行なう。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊など）の防止を行っていくこととなる。この他、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大地震で経験したような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、町の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足などを含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行なう必要がある。

第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した町及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努めるものとする。

地震発生直後において、各防災関係機関は直ちに被害状況調査体制をとり概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集に当たる等、迅速、的確な被害状況調査を行なうものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

なお、対応にあたっては平成24年6月に導入した被災者支援システム等の情報システムの効果的活用に配慮する。

第2 活動の内容

1 緊急地震速報の伝達

緊急地震速報を受信した町及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

2 報告の種類

(1) 概況速報

地震が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、又はその他の異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したとき直ちにその状況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の地震に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

3 被害状況等の調査と調査機関

(1) 被害状況等の調査

被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

町は、被害が甚大である等、町において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行ない、被害情報等の把握に努める。

また、町は、町の対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

特に、行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力を基づき正確な収集に努めるものとする。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	担当グループ	協力機関
概況速報（収集できた範囲で）	統括グループ	上伊那地域振興局地域政策課
人的被害	統括グループ	上伊那地域振興局地域政策課 伊那警察署
住家及び非住家被害	住民グループ	上伊那地域振興局地域政策課
避難指示等避難状況	統括、住民グループ	箕輪町交番
社会福祉施設被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
農業被害	土木グループ	上伊那地域振興局農政課 上伊那農業農村支援センター 農業技術者連絡協議会 上伊那農業協同組合 家畜保健衛生所
農地・農業用施設被害	土木グループ	上伊那地域振興局農地整備課 土地改良区
林業関係被害	土木グループ	上伊那地域振興局林務課 上伊那森林組合
公共土木施設被害 （土砂災害による被害）	土木グループ	伊那建設事務所 国土交通省関係機関
都市施設被害	土木グループ	伊那建設事務所
水道施設被害	土木グループ	伊那建設事務所
廃棄物処理施設被害	住民グループ	上伊那広域連合
感染症関係被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
医療施設被害	住民グループ	伊那保健福祉事務所
商工関係被害	土木グループ	箕輪町商工会 上伊那地域振興局商工観光課
観光施設被害	土木グループ	上伊那地域振興局商工観光課
教育関係被害	教育グループ	南信教育事務所
町有財産被害	住民グループ	上伊那地域振興局地域政策課
公益事業被害	統括グループ	上伊那地域振興局地域政策課
火災被害	統括グループ	上伊那広域消防本部
危険物等の事故による被害	統括グループ	県危機管理防災課
水害等速報	統括・土木グループ	国土交通省天竜川上流工事事務所 伊那建設事務所

4 被害状況等報告内容の基準

被害の程度区分のは、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

項 目	認 定 基 準
死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実な者とする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは、1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは1月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの。又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの。又は、住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害額を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半 壊	住家半壊(半焼)のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要

	な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも のとする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹 木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
田畑流失	田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
田畑埋没	土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のもをいう。
冠水	作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。
羅災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持でき なくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を 営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、 夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
羅災者	羅災世帯の構成員とする。

(注)

- (1) 住家被害戸数については、「独立して家庭生活を営むことができるように建築され
た建物または完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- (2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、
補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- (3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の
一部として固定された設備を含む。

5 災害情報の収集・連絡系統

(1) 報告様式

被害状況報告様式は、別途。

(2) 連絡系統

被害状況の連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統図による。

これらのうち緊急を要する等の場合、町は、直接県関係課に報告し、その後におい
て上伊那地域振興局に報告する。

(3) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 【町の実施事項】

a あらかじめ定められた「箕輪町地域防災計画」における情報収集連絡体制を
とり、町が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査
の上、所定の様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。
なお、火災・災害等即報要領第3直接即報告基準に該当する災害が発生した場
合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

b 町における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認め

られる場合は地方事務所長に応援を求めるものとする。

- c 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行なうものとする。なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

上記の連絡体制の下、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、被災区域内で行方不明となった者について、長野県警等関係機関の協力を基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など外国人登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。（注：平成24年、外国人登録法廃止）

(イ) 【指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関に要請する事項】

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を町に連絡する。

- (ウ) 「防災情報システム」運用開始に伴い、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

イ 地震情報

気象庁地震火山部及び長野県地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。

(ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

町、県、放送事業者は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線等により住民への伝達を行うものとする。

町は住民への緊急地震速報の伝達に当たっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、震度4以上の揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお地震に対する特別警報は、震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から町への通知、町から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と推定されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報する。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

ただし、津波警報または注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表または、若干の海面変動が予想される緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域と市町村毎の観測した震度を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の、震度1以上を観測した地震回数等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手できていない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表。

6 通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機・無人航空機等による目視・撮影・衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

(1) 【県が実施する事項】

- ア 県防災行政無線を活用し、必要に応じ統制を行う。
- イ 可搬型移動無線、衛星携帯電話等の移動系無線機器の活用を図る。
- ウ (一社)日本アマチュア無線連盟長野支部との協定に基づく活動を依頼する。
- エ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。
- オ NTT等の電気通信事業者に対し、通信の優先的な取扱いを要請する。
- カ 県消防防災ヘリコプターまたは県警ヘリコプターによるテレビ画面情報の送信を行う。(危機管理部、警察本部)

(2) 【町が実施する事項】

- ア 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、町防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- イ 災害情報の共有ならびに通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- ウ 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

(3) 【電気通信事業者が実施する事項】

災害時における県・市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。

別記 災害情報収集連絡系統

風水害対策編

第3章

第2節 災害情報の収集・連絡活動参照

第2節 非常参集職員の活動 ※

【全課】

風水害対策編

第3章

第3節 非常参集職員の活動参照

第3節 広域相互応援活動

【総務課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の中・右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

なお、被災市町村にあつては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、町の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うものとする。

また、被災地以外の市町村にあつては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスクの着用等を徹底するものとする。

また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合	・「東海地震応急対策活動要領」(平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正)
②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合	・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」(平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正)
③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合 また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	

<p>① <u>地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれかの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合</u></p> <p>② <u>「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表される可能性がある場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画(平成26年3月28日中央防災会議決定) ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成27年3月30日中央防災会議幹事会申合せ)
<p><u>東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、または東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」(平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和4年6月改定)</u>

以下

風水害対策編

第3章

第4節 広域相互応援活動参照

第4節 ヘリコプターの運用計画 ※

【総務課・消防署】

風水害対策編

第3章

第5節 ヘリコプターの運用計画参照

第5節 自衛隊災害派遣活動 ※

【総務課・消防署】

風水害対策編

第3章

第6節 自衛隊災害派遣活動参照

第6節 救助・救急・医療活動 ※

【総務課・消防署】

風水害対策編

第3章

第7節 救助・救急・医療活動参照

第7節 消防・水防活動

【総務課・建設課・みどりの戦略課・消防署】

第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行なう。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行なう。

第3 活動の内容

1 消防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行なうものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 消火活動関係

a 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火及び初期消火の徹底についての広報を行なう。

b 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行なうものとする。特に、同時多発火災発

生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画により重要防御地域等、消防力の効果的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行なうものとする。

c 応援要請等

(a) 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊派遣活動」により行なうものとする。

(b) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

(イ) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、自主防災組織、住民等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行なうものとする。

イ 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】

(ア) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他の火災原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努めるものとする。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努めるものとする。

なお、住民等は避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図るものとする。

(イ) 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行なうとともに（共助）、消防機関等に協力するものとする。

特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行なうよう努めるものとする。

2 水防活動

(1) 基本方針

大規模地震発生時においては、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等による

せき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、またこれによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 監視、警戒活動

水防管理者（町長）は、地震発生後、管轄する水防区域内において、ダム、河川、ため池等の護岸、堤防等の巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

(イ) 通報・連絡

水防管理者（町長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保するものとする。

(ウ) 水防活動の実施

水防管理者（町長）は、損壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急処置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、建設事業者等の協力を得るものとする。

(エ) 応援による水防活動の実施

a 水防管理者（町長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から自らの水防力では対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村等に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊災害派遣活動」により行なうものとする。

b 水防管理者（町長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、第4節「ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

イ 【ダム・水門等の管理者が実施する計画】

ダム等の管理者は、地震発生後、所管するダム等の巡視を行い、破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに下流域の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、地域住民の避難等が迅速に行えるよう措置する。

また、河川等による護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等による水害時又は水害のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作規則等に基づいて、的確な操作を行なう。

特に、施設からの放流の影響が極めて大きいダム等の操作にあたっては、下流域の水防管理者及びその他関係機関へその状況を迅速に通報する。

ウ 【地方整備局が実施する計画】

(ア) 警報等

国が管理する河川において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水防活動の必要が認められるときは、水防警報を発令する等の方法により関係機関等へ伝達する。

(イ) 水防資器材の貸与等

水防管理者の備蓄する水防資機材に不足が生じたときは、所管する水防資機材の貸与等を行なう。

3 消防体制の整備

(1) 消防本部（署）の活動計画

上伊那広域消防本部の計画による。

(2) 消防団の活動計画

防災活動の中核機関となる消防団は、地震被害の特殊性及び複合性から、消防本部（署）と情報交換を密にして相互間の防災効率を高めるものとする。

ア 活動の主眼

消防団は、管轄区域の自主防災組織等の協力を得て、分団管轄区域を守備範囲として自衛自守することを活動の主眼とする。

イ 消防団本部

消防団長は、消防団本部を開設し、災害の発生状況、消防団員の参集状況及び消防団の活動状況を掌握して、消防本部長と連絡を密にするとともに消防団の総力を挙げて災害に対処するものとする。

ウ 分団長は定められた場所へ分団本部を開設し、分団本部は、消防団本部の指示を受けるとともに消防署及び消防団本部並びに自主防災組織等の情報交換を密にして分団区域内の自衛自主防災活動を行なうものとする。

(ア) 出火防止の広報と初期消火の指導督励

(イ) 災害時の通報

(ウ) 消防隊の活動

(エ) 消防署への協力

(オ) 警防活動

(カ) 救護

(キ) 避難の指示等

4 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員・団員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第8節 要配慮者に対する応急活動 ※

【福祉課】

風水害対策編

第3章

第9節 要配慮者に対する応急活動と同じ

第9節 緊急輸送活動 ※

【建設課・みどりの戦略課】

風水害対策編

第3章

第10節 緊急輸送活動参照

第10節 障害物の処理活動 ※

【土木グループ】

風水害対策編

第3章

第11節 障害物の処理活動参照

第11節 避難受入れ及び情報提供活動

【福祉課】

第1 基本方針

地震発生時においては、建築物の破損、火災、がけ崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな危険、被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策の計画作成をしておく必要がある。その際、要配慮者について十分考慮するものとする。特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害危険箇所等に所在している為、避難指示、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第2 主な活動

- 1 町長は、高齢者等避難や避難指示を適切に行い、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 町長は、必要に応じ警戒区域の設定を行なう。
- 3 避難誘導にあたっては、要配慮者に配慮し、誘導員は、的確な指示を行なう。
- 4 町は指定避難所を開設し、良好な避難生活の確保に努める。
なお、開設・運営に当たっては平成29年7月作成の「避難所運営マニュアル及び同資料編」を活用する。
- 5 応急仮設住宅については、災害救助法が適用され、県が確保する場合のほかは、町において確保を検討する。
- 6 被災区域外への広域的な避難・収容が必要であると判断した場合には、支援を要請するものとする。
- 7 県・町及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第3 活動の内容

1 避難指示

(1) 基本方針

地震に伴う災害により、人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、必要と認められる場合には、住民に対して避難指示を行なう。その場合は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら町災害対策本部及び現地災害対策本部による情報並びに地域住民の積極的な協力を得て災害状況の迅速かつ正確な情報収集に努めるとともに、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

(2) 実施計画

ア 実施機関

(ア) 避難指示の発令機関

実施事項	発令機関	根拠法	対象災害
避難指示	町長	災害対策基本法 60 条	災害全般
同上	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
同上	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
同上	警察官	災害対策基本法 61 条	災害全般
同上	自衛隊	警察官職務執行法第 4 条 自衛隊法第 94 条	災害全般
避難所の開設、受入	町長		

(イ) 知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったときは前表における町長の事務を町長に代わって行なう。

(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

イ 避難指示の意味

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに発せられ、住民を避難のため立ち退きを指示することをいう。

ウ 避難指示及び報告、通知等

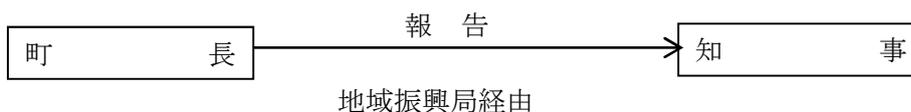
(ア) 町長及び消防機関の長の行う措置

a 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に避難指示を行うものとする。

- (a) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予想される地域
- (b) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (c) 避難路の断たれる危険のある地域
- (d) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (e) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

b 報告（災害対策基本法第60条）



（風水害対策編第3章第2節 災害情報の収集・連絡体制参照）

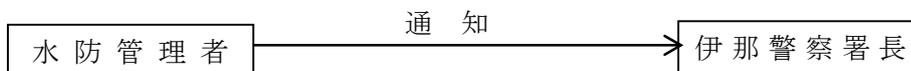
*避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

(イ) 水防管理者の行なう措置

a 指示

洪水の氾濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b 通知（水防法第29条）



(ウ) 知事又はその命を受けた職員の行なう措置

a 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



(エ) 伊那警察署の行なう措置

a 指示

二次災害等の危険箇所を把握するため、伊那警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、町災害対策本部等に伝達し、避難指示の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行なうため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一時的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(a) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(b) 町関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(c) 町による避難の指示ができないと認めるとき、又は町長からの要請があったときは、伊那警察署は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(d) 災害発生の危険が切迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講じる。

(e) 避難指示を行なうにあたっては、関係機関と協力し、防災行政無線、メール配信、ケーブルTV、広報車等により、避難の理由、避難場所、避難路等

を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

- (f) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難誘導を行なう。
- (g) 避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行なうなど、その措置に十分配慮する。
- (h) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については町等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。
- (i) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

b 報告、通知

(a) 上記 a (c) による場合（災害対策基本法第 61 条）



(b) 上記 a (d) による場合（警察官職務執行法第 4 条）

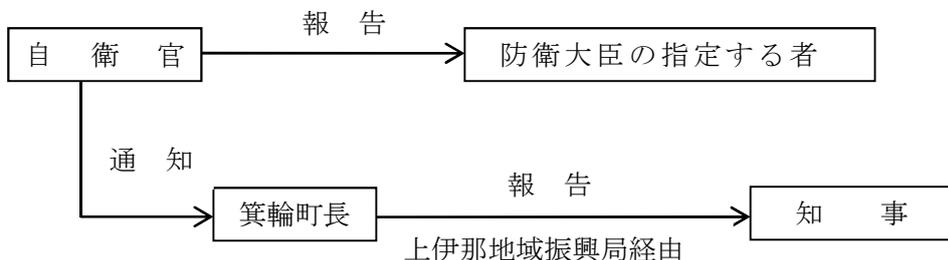


(オ) 自衛官

a 避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場に居ない限り「(エ) d 警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置を執る。

b 報告（自衛隊法第 94 条）



エ 避難指示の時期

地震災害時の火災の延焼、ガス等の流出拡散、がけ崩れ等により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

オ 避難指示の内容

避難指示を行なうに際し、次の事項を明確にする。

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 避難指示の対象地域及び対象者
- (オ) 避難先とその場所
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難を要する理由
- (ク) 住民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

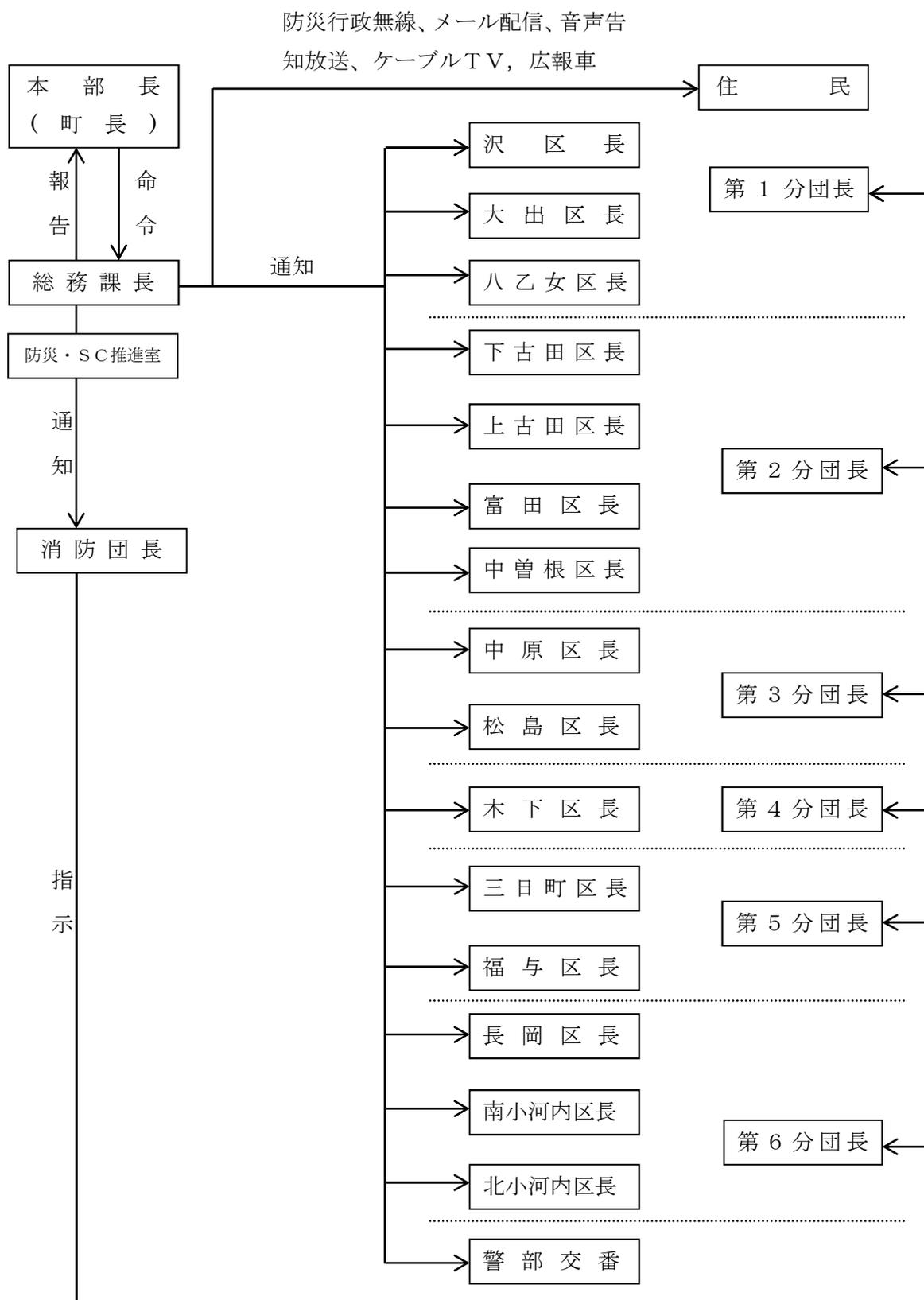
カ 住民等への周知

- (ア) 総務課長は、総務班長がまとめた情報等によって避難指示を必要と認めるときは本部長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに、速やかにその内容を防災行政無線、広報車、緊急メール配信等の広報手段を通じ又は直接住民に周知する。

避難の必要がなくなった場合も同様とする。

特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (イ) 分団長は消防団長から（ア）の連絡を受けたときは、分団員に連絡し、サイレンの吹鳴及び警鐘をもって住民に伝達する。
- (ウ) 総務課総務班長は、防災行政用無線放送不能地区についてはメール配信、広報車等により伝達する。
- (エ) 防災行政用無線又は町広報車等をもってする場合は避難時間、避難場所及び避難所への経路を示さなければならない。
- (オ) 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。
- (カ) 県及び町は、関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、Ｌアラート(災害情報共有システム)の活用や関係事業者の協力を得つつ、町防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。
- (キ) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。



キ 要配慮者の状況把握及び避難支援

災害発生直後直ちに現地災害対策本部、地域住民、民生・児童委員、消防、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

2 警戒区域の設定

(1) 基本方針

災害が発生し、又は発生が確実に予想される場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

(2) 実施計画

ア 実施者

(ア) 町長、町職員（災害対策基本法第63条）

(イ) 水防団長、水防団員、消防職員（水防法第21条）

(ウ) 消防吏員、消防団員（消防法第28条）

(エ) 警察署（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

(オ) 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項一町長又はその職権を行なうものがその場に行かない場合に限る）

なお県は、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、町に代わって行う。

イ 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

(ア) 避難の指示が对人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的にしているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

(イ) 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に施行されることが多い。

(ウ) 避難の指示についてはその罰則規定がないのに対し、警戒区域内への立入り等には罰則規定がある。

ウ 警戒区域の設定を行った場合は、避難情報の伝達等、避難指示と同様に関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ 上記(2)ア(オ)の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を町長に通知する。

3 避難誘導活動

(1) 基本方針

避難指示を行った場合は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、要配慮者の避難に十分配慮するものとする。

(2) 実施計画

ア 【町、伊那警察署、自衛隊等の実施機関が実施する対策】

(ア) 誘導責任者及び誘導員

誘導責任者は当該地区の消防分団長が当たるものとし、誘導員は当該分団長が所属の団員のうちから指名したものが当たる。

(イ) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者等を優先する。

(ウ) 誘導の方法

- a 誘導員は、避難場所、経路及び方向を的確に指示する。
- b 誘導経路は、できるだけ危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
- c 危険地域には、表示、網張りを行なうほか、状況により誘導員を配備する。
- d 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。
- e 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。
- f 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒等を避難させるものとする。
その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておくものとする。
- g 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行の困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、車両及びヘリコプターの等の要請等により移送する。また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮し迅速かつ的確な避難誘導を行なう。
- h 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本町において処置できないときは、地方事務所を経由して県へ応援を要請するものとする。
状況によっては、直接近隣市町村、伊那警察署等と連絡して実施する。
- i 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。
- J 町は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。
- k 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

(エ) 避難時の携帯品

誘導員は、避難立ち退きにあたっての携帯品を必要に応じ最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

(オ) 避難時の指導

避難員は、避難立ち退きに際し、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置、ガスの元栓を完全に止める等の指導を行なう。

イ 【住民が実施する対策】

(ア) 要避難地区で避難を要する場合、住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置を講じた後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。この場合において携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。

(イ) 任意の避難地区で避難を要する場合、住民等は災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア) 同様出火防止措置をとった後、互いに協力し安全な場所へ自主的に避難する。この場合において携帯品は食料、日用品等必要最小限のものとする。

4 避難所の開設・運営

(1) 基本方針

町は、受入れを必要とする被災者の避難生活を支援するために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(イ) 災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

(ウ) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(エ) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

(オ) 発災時に必要に応じ、洪水・土砂災害等の危険性を十分配慮し避難所を開設したときは、その旨を公表し、住民等に対し周知徹底を図り、避難所に収容すべき者を誘導し保護するものとする。

(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

- a 避難者
- b 住民
- c 自主防災組織
- d 他の地方公共団体
- e ボランティア

f 避難所運営について専門性を有したNPO等の外部支援者

(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

(ク) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努める。

(ケ) 避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

(コ) 指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況の把握に努め、必要な施策を講ずるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保状況、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。

(シ) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するものとするとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

(ス) 指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等

の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

(セ) 町は、災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

(ソ) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO、ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

a スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車イスや障がい者用携帯便器等の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行うものとする。

b 介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

c 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要援護者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

(a) ホームヘルパー、ガイドヘルパーの派遣

(b) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

(c) 病院や社会福祉施設等への受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等

d 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

e 大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等、要配慮者に対する情報提供体制の確保に努める。

(タ) 避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、町において人員が不足し困難をきたした場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼するものとする。

(チ) 教育委員会及び学校長は、次に定めるところにより、町の地域防災計画をふまえ適切な対策をとるものとする。

a 学校が指定避難所となった場合、学校長はできるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。

b 学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ町に協力するものとする。

なお、町の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対処方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努めるものとする。

c 幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の指定避難所となった場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに

対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分する。

(ツ) 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(テ) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(ト) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

(ナ) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(ニ) 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受け入れられるよう、連携に努めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定避難所の運営について必要に応じ町長に協力する。

(イ) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。

(ウ) 日本赤十字社長野県支部は、町の災害対策本部並びに町の日赤窓口・赤十字奉仕団と連携をとり、被災者救援に協力する。

a 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・日用品セットの提供

b 赤十字防災ボランティア（赤十字奉仕団等）による労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

日本赤十字社 町窓口	町役場 福祉課 社会福祉係
------------	---------------

※災害時特設公衆電話は、NTT との覚書により避難所開設時利用可能

(エ) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、町に提供するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

指定避難所の管理運営については町長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い良好な環境のもとで避難生活ができるよう努めるものとする。

5 避難所における炊き出しその他の食品給与

(1) 米穀等の購入及び配合

ア 福祉課長は避難所の収容人員の報告に基づき必要米穀等を購入する。

イ 福祉課長は、購入した米穀等を直ちに各避難場所に配給する。

(2) 副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達

副食、炊き出しに必要な器材及び燃料の調達は、第14節「食料品等の調達供給活動」による。

6 避難地（災害が予想され、又は起こった場合一時避難する場所）

場 所	所 在 地	関 係 地 区
箕輪中部小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 10235	松島南部、中原
箕輪北小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 475	沢、大出
箕輪西小学校校庭	箕輪町大字中箕輪 5715	上古田
箕輪東小学校校庭	箕輪町大字東箕輪 3187-1	長岡、南北小河内
箕輪南小学校校庭	箕輪町大字三日町 5	三日町、福与の一部
箕輪中学校校庭	箕輪町大字中箕輪 10230-59	松島中部
箕輪進修高校校庭	箕輪町大字中箕輪 13238	木下
箕輪町役場駐車場	箕輪町大字中箕輪 10298	松島中部、松島北部の一部
一の宮公民館庭	箕輪町大字中箕輪 16206-1	富田、一の宮、中曽根
長田保育園園庭	箕輪町大字中箕輪 2143-268	長田、大出山口、下古田
八乙女グラウンド	箕輪町大字中箕輪 4242	八乙女、
福与農村運動公園グラウンド	箕輪町大字福与 524	福与
イオンリテール株式会社 イオン箕輪店南側駐車場	箕輪町大字中箕輪 9025	松島中部、松島南部の一部、
みのわテラス駐車場	箕輪町大字中箕輪 3730-156	長田、大出山口、下古田

地区別避難予定場所（被災者を収容保護する施設）

施 設 名	責任者	収容地区名	備 考
沢公民館	区長	沢	指定第1次避難所
大出コミュニティセンター	〃	大出	〃
北西部多目的センター	〃	八乙女	〃
下古田公民館	〃	下古田	〃
上古田公民館	〃	上古田	〃
中原公民館	〃	中原	〃
松島コミュニティセンター	〃	松島	〃
木下公民館	〃	木下	〃
富田公民館	〃	富田	〃
中曽根公民館	〃	中曽根	〃
三日町公民館	〃	三日町	〃
福与公民館	〃	福与	〃
長岡公民館	〃	長岡	〃
南小河内公民館	〃	南小河内	〃
北小河内公民館	〃	北小河内	〃

箕輪中部小学校	町長	通学区に準じる※	指定第2次避難所
箕輪北小学校	〃	〃	〃
箕輪西小学校	〃	〃	〃
箕輪東小学校	〃	〃	〃
箕輪南小学校	〃	〃	〃
箕輪中学校	〃	〃	〃
箕輪町社会体育館	〃	利用可能地区に準じる※	〃
箕輪町藤が丘体育館	〃	〃	〃
箕輪進修高校第二体育館	〃	〃	〃
沢保育園	〃	〃	〃
上古田保育園	〃	〃	〃
松島保育園	〃	〃	〃
木下保育園	〃	〃	〃
三日町保育園	〃	〃	〃
東みのわ保育園	〃	〃	〃
長田保育園	町長	利用可能地区に準じる※	指定第2次避難所
いきいきセンター・サンライズ	〃	〃	〃
箕輪町防災交流施設	〃	〃	〃

指 定 福 祉 避 難 所

施 設 名	責任者	種 別	受入対象者
特別養護老人ホームグレイスフル箕輪	施設管理者	老人福祉施設	高齢者
生協総合ケアセンター みのわ	〃	〃	〃
ケアセンター ふれあいの里	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム みのわ園	〃	〃	〃
箕輪町デｲサービスセンターゆとり荘	〃	〃	〃
介護老人保健施設 わかな	〃	〃	〃
箕輪町障がい者支援センターふれんどわーく	〃	障がい者施設	障がい者

※「指定福祉避難所」は、受入対象者とその家族のみが避難する。

※小学校・中学校・高等学校・社会体育館の基準については、今後検討します。

- (1) 公民館等が被災のため使用不能になった場合、最寄りの小学校、保育園及びその校庭等安全な場所を使用する。
- (2) 避難所の運営は区長及び役員の協議に基づいて行う。
- (3) 収容人員の報告

地区派遣職員は、担当する避難所の状況を常に把握し、その状況を平成29年7月作成の「避難所運営マニュアル」及び「同資料」にある第1報避難所状況報告書によ

り町災害対策本部に報告する。

(4) 平成29年7月作成の「避難所運営マニュアル」及び「同資料」を活用する。

※ 防災倉庫を設置し避難所等として活用できる「防災拠点」の整備

箕輪町内の中心市街地に、新たな避難施設（指定避難所）及び消防団、自主防災組織等の活動拠点となるよう防災倉庫（備蓄物資・資機材）の機能を備えた防災拠点施設を整備して、災害時等に避難者の生活環境を確保していく。

また、平時には消防団や自主防災組織等の訓練や研修等が行える設備も整備していく。

7 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

(1) 基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、県、町及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 広域避難の対応

a 協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

c 避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(イ) 広域一時滞在の対応

a 協議

町は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村

に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

b 広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

イ 【運送事業者等の関係事業者が実施する対策（広域避難）】

(ア) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

(イ) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努めるものとする。

8 住宅の確保

(1) 基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう町は県と相互に連携し、公共住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行なう。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて町が住宅の提供を行なう。

(2) 実施計画

ア 利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅等の情報を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、民間賃貸住宅や空き家等の借り上げを検討する等、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 応急仮設住宅の確保

災害救助法が適用された場合、町長は、応急仮設住宅の建設を県に要請する。

災害救助法が適用されない場合は、必要に応じて町が応急仮設住宅を建設する。

なお、応急仮設住宅の仕様、入居者の決定等については、要配慮者に配慮するものとする。

(ア) 災害救助法が適用された場合

a 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流出戸数以内で被災者が居住に必要な世帯数とする。

b 町は、町営グラウンドを提供する。

c 被災者の状況調査をし、入居者の決定の協力を行なう。

d 知事の委任を受けて町長は公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行なう。

(イ) 災害救助法が適用されない場合

- a 応急仮設住宅の設置戸数を検討する。
- b 建設用地を確保する。
- c 応急仮設住宅の設計を行なう。
- d 建設業者との請負契約を行なう。
- e 工事監理、竣工検査を行なう。
- f 入居者の決定を行なう。

エ 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

9 被災者等への的確な情報伝達

(1) 基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように努めるものとする。

(2) 実施計画

ア 【県及び町が実施する対策】

(ア) 町は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するように努めるものとする。

(イ) 町自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出のよびかけ等により、把握に努めるものとする。

(ウ) 県及び町は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難所、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

(エ) 町は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。

特に、指定避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報共有がなされるよう努めるものとする。

(オ) 町は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

(カ) 町は、被災者の安否について住民等から照会があたるときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

イ【関係機関が実施する対策】

(ア) 指定行政機関及び公共機関は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

(イ) 指定行政機関及び公共機関は、被災者のあかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

(ウ) 要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

10 帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、滞在場所の確保などの帰宅困難者等への支援を行う。

○ ○ 避難所		電話 番			
		責任者			
総 数	内 訳				
	大 人	子 供	乳幼児	救護を要する者の 状況及び人員	その他
人	人	人	人	人	人

第12節 孤立地域対策活動 ※

【総務課】

風水害対策編

第3章

第13節 孤立地域対策活動参照

第13節 食料品等の調達供給活動 ※

【住民環境課・福祉課】

風水害対策編

第3章

第14節 食料品等の調達供給活動参照

第14節 飲料水の調達供給活動 ※

【水道課】

風水害対策編

第3章

第15節 飲料水の調達供給活動参照

第15節 生活必需品の調達供給活動 ※

【福祉課】

風水害対策編

第3章

第16節 生活必需品の調達供給活動参照

第16節 保健衛生・感染症予防活動 ※

【福祉課・健康推進課】

風水害対策編

第3章

第17節 保健衛生・感染症予防活動参照

第17節 遺体の搜索及び処理等の活動 ※

【文化スポーツ課】

風水害対策編

第3章

第18節 遺体の搜索及び処理等の活動参照

第18節 廃棄物の処理活動 ※

【住民環境課】

風水害対策編

第3章

第19節 廃棄物の処理活動参照

第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動 ※

【総務課】

風水害対策編

第3章

第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動参照

第20節 危険物施設等応急活動 ※

【消防署・みどりの戦略課】

風水害対策編

第3章

第21節 危険物施設等応急活動参照

第21節 電気施設応急活動 ※

【電力会社】

風水害対策編

第3章

第22節 電気施設応急活動参照

第22節 液化石油ガス施設応急活動 ※

【消防署・ガス会社】

風水害対策編

第3章

第23節 液化石油ガス施設応急活動参照

第23節 上水道施設応急活動 ※

【水道課】

風水害対策編

第3章

第24節 上水道施設応急対策参照

第24節 下水道施設応急活動 ※

【水道課】

風水害対策編

第3章

第25節 下水道施設応急活動参照

第25節 通信施設応急活動 ※

【総務課・消防署】

風水害対策編

第3章

第26節 通信、放送施設応急活動参照

第26節 鉄道施設応急活動 ※

【鉄道会社】

風水害対策編

第3章

第27節 鉄道施設応急活動参照

第27節 災害広報活動 ※

【総務課】

風水害対策編

第3章

第28節 災害広報活動参照

第28節 土砂災害等応急活動

【建設課・みどりの戦略課】

第1 基本方針

地震により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行なう。

第2 主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

なお、土砂災害防止法の一部改正により、状況により国・県の緊急調査と緊急調査に基づく土砂災害緊急情報が通知等される。(資料編参照)

第3 活動の内容

1 地すべり等応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに、被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるものとする。

(イ) 地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行なうものとする。

(ウ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)の出動を要請するものとする。

(エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局)

(ア) 直轄で所掌している地すべり防止施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、地すべり防止施設等の被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する

(ウ) 地すべりの移動状況、地すべり防止施設等の被災状況について、速やかに関係機関に必要な情報を提供する。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)の出動を要請するものと

する。

(オ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

2 土石流対策

(1) 基本方針

被災状況、不安定土の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に止めるために応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。

(イ) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)の出動を要請するものとする。

(ウ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

イ 【町が県及び地方整備局に要請する対策】

(ア) 直轄で所掌している砂防施設の現況を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

(イ) 余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

(ウ) 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに関係機関に必要な情報を提供する。

(エ) 要請に基づき緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)の出動を要請するものとする。

(オ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従う。

3 崖崩れ応急対策

(1) 基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるため応急工事を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。
- (イ) 崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。
- (ウ) 必要に応じて国の緊急災害派遣隊(TEC - FORCE)の出動を要請するものとする。
- (エ) 災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関等に対し速やかに助言を求める。

イ 【関係機関が実施する対策】(地方整備局、気象台)

- (ア) 要請に基づき緊急災害派遣隊(TEC - FORCE)を派遣するものとする。
- (イ) 町から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。

ウ 【住民が実施する対策】

警戒避難情報に注意を払い、避難指示が出された場合これに迅速に従うものとする。

第29節 建築物災害応急活動

【全課】

第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行なうとともに、速やかに避難状況を把握し必要な措置を講じる。

第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行なうとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第3 活動の内容

1 公共建築物

(1) 基本方針

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 庁舎、社会福祉施設、病院、町営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行なうとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずるものとする。

(イ) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずるものとする。

(ウ) 被害状況により上伊那建築士会へ協定に基づく応急危険度判定士の派遣要請を行なうものとするが、宅地については、県を通じて被災宅地危険度判定士の判定を要請する。

(エ) 町が管理する旅客施設等に係わる利用者の避難誘導體制等の整備を図るとともに、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等に係わる避難誘導體制等の整備を指導するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

利用者の避難誘導を行なうとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置

を講じる。

2 一般建築物

(1) 基本方針

災害発生後、建築物の所有者等は、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する計画】

(ア) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとるものとする。

(イ) 災害の規模が大きく、町において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

(ウ) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

イ 【建築物の所有者等が実施する計画】

建築物内の利用者の避難誘導を行なうとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入り禁止等必要な措置を講じる。

3 文化財

(1) 基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を行なう。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 町文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

(イ) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

(ウ) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

イ 【所有者が実施する対策】

(ア) 見学者の避難誘導を行なうとともに、被害状況の調査を行なう。

(イ) 文化財の火災による消失を防ぐための措置を行なう。

(ウ) 災害の原因、被害の概要及び応急措置その他必要事項を調査し、町文化財所管部局へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、町文化財所管部局の指導を受けて実施する。

(エ) 被災した建造物内の文化財については、県教育委員会や町文化財所管部局等の関係機関と連携して応急措置を行うものとする。

第30節 道路及び橋梁応急活動 ※

【建設課・みどりの戦略課】

風水害対策編

第3章

第31節 道路及び橋梁応急活動参照

第31節 河川施設応急活動 ※

【総務課・建設課・消防署】

風水害対策編

第3章

第32節 河川施設応急活動参照

第3 2節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【全課】

第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。そのためには、体制・資機材の整備、強化、広域応援体制を整備するとともに、災害危険箇所の危険度を応急的に判定し、諸対策を実施する。

第2 主な活動

- 1 建築物に係る二次災害を防止するための応急危険度判定士の派遣等の活動を行なうとともに、建造物の二次災害を防止するための活動を行なう。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、それぞれの危険物に応じた活動を行なう。
- 3 河川施設の二次災害を防止するための活動を行い、被害の拡大を防ぐ。
- 4 危険箇所の緊急点検の活動を行なう。

第3 活動の内容

- 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について余震等による倒壊等の二次災害から住民を守るための措置を講じる。また、町が自ら管理する被災施設等の応急復旧体制、二次災害の防止体制の整備を図るとともに、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等の応急復旧体制、二次災害の防止体制の整備を指導すること。

イ 道路及び橋梁関係

道路・橋梁等の構造物についても余震等による損壊等の二次災害を防止するための措置を講じる。

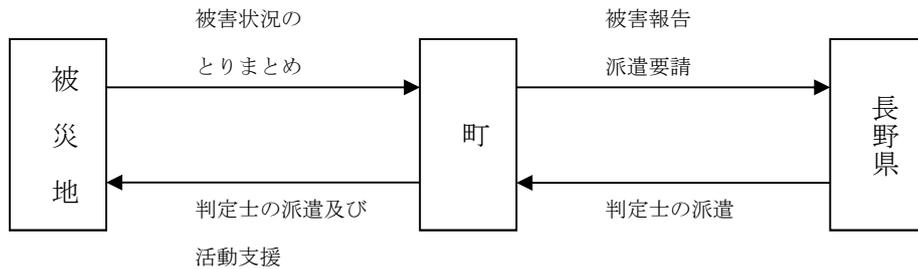
(2) 実施計画

ア 建築物や宅地関係

(ア) 【町が実施する対策】

- a 被災地において、応急危険度判定士が安全かつ迅速な判定作業が行なえるよう次の事項を整備するものとする。
 - (a) 協定に基づく、上伊那建築士会への応急危険度判定士の派遣要請
 - (b) 応急危険度判定士を要する建築物や宅地又は地区の選定
 - (c) 被災地域への派遣手段の確保
 - (d) 応急危険度判定士との連絡手段の確保
- b 町長は必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入り禁止

等の措置を執るものとする。



(イ) 【建築物や宅地の所有者等が実施する対策】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や宅地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

イ 道路・橋梁関係

(ア) 【町が実施する対策】

- a 道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行なうものとする。
- b 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除去等の措置を行うものとする。

(イ) 【関係機関が実施する対策】

- a 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プローブ情報の活動等により情報収集を行う。
- b パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
- c 災害発生箇所、内容、通行規制状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、ETC 2.0、道路情報板、路側放送、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- d パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、速やかに応急復旧工事を行う。

2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

(1) 基本方針

ア 危険物関係

地震の発生後、危険物施設の損傷等による危険物の流出、有害物質の漏洩及び石綿の飛散、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行なう等、被害の拡大防止のための活動が必要である。

イ 火薬関係

火薬類取扱施設は、地震による直接的被害よりも地震後の火災による火薬類の誘爆等の二次災害の危険性が高い。

このため、地震災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

ウ 高圧ガス関係

高圧ガス製造施設等は、地震後の火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行なう必要がある。

エ 液化石油ガス関係

地震発生後の二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等を含めた体制が必要である。

オ 毒物劇物関係

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健福祉事務所（保健所）、伊那警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置を執る。県は事故処理材の供給等を行なうとともに必要な情報の提供を行なう。

(2) 実施計画

ア 危険物関係

(ア) 【町が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

町長は災害防止のため緊急の必要があると認められるときは、本町の区域における危険物施設の管理者に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

b 災害発生時における連絡

危険物施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における連絡体制を確立するものとする。

c 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実状に応じた応急対策を実施するよう指導するものとする。

(イ) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

a 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送を中止する。

b 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

c 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

d 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行なう。

(b) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

e 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取り扱い事務所に応援を要請する。

f 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行なう等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行なう。

イ 火薬類取扱施設の管理者が実施する対策

(ア) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所に移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

搬出が危険な場合又は搬出の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等に沈めるものとする。

(イ) 搬出に余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓を目塗士等で完全におそれのある地域は総て立ち入り禁止の措置を取り、危険区域内の住民を避難させるものとする。

ウ 高圧ガス関係

(ア) 【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】

a 高圧ガス関係事務所においては以下の応急対策を実施する。

(a) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立入らないように事業所

員を配置させる等進入防止のための措置を実施する。

(b) 施設の保安責任者は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は高圧ガス保安法に基づく応急の措置を執るとともに伊那警察署及び消防機関に通報する。

(c) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれがある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置を執る。

(d) 作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。

(e) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときには、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置を執る。

(f) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。

(g) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取り扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。

(h) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

(イ) 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施するものとする。

a 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。

b 輸送している容器が危険な状態になったときには、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所に退避させる。

c 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事務所に応援要請する。

エ 液化石油ガス関係

(ア) 【(社)長野県エルピーガス協会が実施する対策】

災害発生時に液化石油ガス一般消費先に対して、速やかに緊急点検活動を実施する。

(イ) 【液化石油ガス販売事業者等が実施する対策】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講じる。

オ 毒物劇物関係

(ア) 【町が実施する対策】

a 必要ある場合は、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行なうものとする。

b 飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者・井戸水使用者に対する通報を行なうものとする。

(イ) 【関係機関が実施する対策】(毒物劇物営業者及び業務上取扱者)

a 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵整備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

b 毒物劇物貯蔵設備等における災害防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

c 毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

(a) 応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに保健福祉事務所(保健所)、伊那警察署又は消防機関へ連絡する。

(b) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

保健福祉事務所(保健所)、伊那警察署、消防機関及び市町村と連携し、広報を行なう等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行なう。

3 河川施設の二次災害防止対策

(1) 基本方針

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のため応急工事を実施するものとする。

(エ) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施するものとする。

(オ) 必要に応じて水防活動を実施するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 河川管理施設に二次的な災害が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視するものとする。

(イ) その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るものとする。

(ウ) 災害防止のための応急工事を実施するものとする。

イ 【ダム管理者が実施する対策】

- (ア) あらかじめ定めた規模以上の地震が発生した場合には、速やかに臨時点検を実施する。
- (イ) 臨時点検の結果、漏水量、変形、揚圧力等に異常が認められ、かつ急速に増加の傾向を示す場合は、臨機に止水措置、貯水制限、水位低下等の措置を執る。
- (ウ) この際、各ダムの操作規則等の規定により、関係機関及び住民への連絡及び警報等を行なう。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防災対策

(1) 基本方針

地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生、地盤沈下による浸水などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

- (ア) 緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等に必要な措置をとるものとする。
- (イ) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

- (ア) 長野地方気象台が発表する大雨警報等について、降雨に伴う二次災害を防止するため、必要に応じて発表基準の引き下げを実施するものとする。
- (イ) 必要に応じて緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。また、派遣された緊急災害対策派遣隊(TEC - FORCE)は、救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊が活動する災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整等を活用し、当該部隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を行うものとする。

第33節 ため池災害応急活動

【みどりの戦略課】

第1 基本方針

地震によりため池が崩壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、県に報告するとともに協力を要請し、迅速な応急工事を実施する。

第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

第3 活動の内容

1 基本方針

あらかじめ定めた規模の地震が発生した場合には、対象となるため池について速やかに緊急点検を実施する。

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

2 実施計画

(1) 【町が実施する対策】

ア 地震発生後の緊急点検の結果及び被害が生じた場合の状況は、速やかに県、及び関係機関へ通報するものとする。

イ 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

ウ 被害を拡大させないよう、早期に応急工事を実施するものとする。

(2) 【関係機関が実施する対策】

ア ため池管理者は、地震発生後はため池の緊急点検を実施し、結果を速やかに町に報告する。

イ ため池管理者は、地震により堤体に亀裂等が確認され決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ ため池管理者は、町が実施する応急対策について協力する。

第3 4 節 農林産物災害応急活動

【土木グループ】

第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫の発生や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行なうものとする。

また、被災した農林産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携をとりながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行なう。

第3 活動の内容

1 農産物災害応急対策

(1) 基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、県及び農業関係団体等の協力を得て行なうとともに、病害虫の発生、家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

(ア) 上伊那農業農村支援センター及び農協等関係機関と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を上伊那農業農村支援センターに報告するものとする。

(イ) 農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 市町村と連携を取り、被害状況の把握を行なうとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に努める。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

ウ 【住民が実施する対策】

(ア) 町が行なう被害状況調査や応急復旧対策に協力するとともに、農協等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止対策を実施するものとする。

(イ) 被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進めるものとする。

2 林産物災害応急対策

(1) 基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

(2) 実施計画

ア 【町が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置を執るものとする。

イ 【関係機関が実施する対策】

(ア) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講ずるとともに、二次災害のおそれがある場合には、町と連携を図りその防止に努める。(中部森林管理局)

(イ) 町と連携をとって被害状況を調査し、その結果を速やかに町、県に報告するとともに応急復旧措置を執る。

ウ 【住民が実施する対策】

町等が行なう被害状況調査や応急復旧に協力するものとする。

第35節 文教活動

【教育グループ】

第1 基本方針

保育所、小学校、中学校、高等学校等（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒等（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害発生時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料、授業料の減免等の措置を行なう。

第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、授業料、保育料減免、就学援助

第3 活動の内容

- 1 児童生徒等に対する避難誘導

(1) 基本方針

学校長は災害発生に際して、あらかじめ定めた計画に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

(2) 実施計画（教育委員会）

学校長は地震災害時、建築物、器物等の倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するためにあらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置を執る。

ア 第一次避難場所への避難誘導

(ア) 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等を整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

(イ) 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

イ 第二次避難場所への避難誘導

(ア) 第一次避難場所が危険になった場合は、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

(イ) 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、連絡先を掲示しておく。

(ウ) 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに避難状況を町教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

ウ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、火災や崩落等の状況を十分に把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置を執る。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

2 応急教育計画

(1) 基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(2) 実施計画

ア 教育委員会は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

(ア) 学校施設・設備の確保

- a 学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。
- b 学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として提供をしたため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や避難を免れた近接の市町村立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行なう。

(イ) 教職員の確保

災害により、教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える体制を整える。

(ウ) 学校給食の確保

学校給食物資等の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡を取り、必要な措置を講じる。

イ 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

(ア) 被害状況の把握

児童生徒、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、町教育委員会及び関係機関へ報告又は連絡する。

(イ) 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教育委員会と連絡を取り、その確保に努める。

(ウ) 教育活動

- a 災害の状況に応じ、県教育委員会に連絡の上、臨時休業等適切な措置を講じる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。

- b 被災した児童生徒を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行なう。
- c 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実状の把握に努め、指導を行なう。
- d 授業の再開時には、町と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

(エ) 児童生徒等の健康管理

- a 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講じる。
- b 授業の再開時には、必要に応じ、教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

3 教科書の供与及び保育料の減免等

(1) 基本方針

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供や、保育料の減免等の措置を実施する。

(2) 実施計画

ア 教科書の供与

教科書の必要量を把握し、調達及び配分を行なう。調達が困難な場合は教育事務所を経由して県教育委員会にあっせんを依頼する。

イ 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定め、その実施に努める

第36節 飼養動物の保護対策 ※

【住民環境課】

風水害対策編

第3章

第37節 飼養動物の保護対策参照

第37節 ボランティアの受入れ体制 ※

【福祉課・社会福祉協議会】

風水害対策編

第3章

第38節 ボランティアの受入体制参照

第38節 義援物資・義援金の受入れ体制 ※

【統括・住民グループ】

風水害対策編

第3章

第39節 義援物資・義援金の受入れ体制参照

第39節 災害救助法の適用 ※

【統括グループ】

風水害対策編

第3章

第40節 災害救助法の適用参照

第40節 観光地の災害応急対策 ※

【みどりの戦略課】

風水害対策編

第3章

第42節 観光地の災害応急対策参照

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定 ※

【全課】

風水害対策編

第4章

第1節 復旧・復興の基本方針の決定参照

第2節 迅速な原状復旧の進め方 ※

【全課】

風水害対策編

第4章

第2節 迅速な原状復旧の進め方参照

第3節 計画的な復興 ※

【全課】

風水害対策編

第4章

第3節 計画的な復興参照

第4節 資金計画 ※

【全課】

風水害対策編

第4章

第4節 資金計画参照

第5節 被災者等の生活再建等の支援 ※

【全課】

風水害対策編

第4章

第5節 被災者等の生活再建等の支援参照

第6節 被災中小企業等の復興 ※

【みどりの戦略課】

風水害対策編

第4章

第6節 被災中小企業等の復興参照

第7節 被災した観光地の復興 ※

【みどりの戦略課】

風水害対策編

第4章

第7節 被災した観光地の復興参照

第5章 地震防災強化計画（東海地震に関する事前対策活動）

※本章では、具体的対策のある東海地震を論じているが、平成25年12月27日施行の東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律により、箕輪町は平成26年3月28日に南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されたことから、この脅威に対する対策も進めなければならない。

第1節 総則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき地震防災応急対策に係る措置に関する事項、大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、町の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

東海地震については、大震法の成立以来四半世紀が経過し、その間の観測データの蓄積や新たな学術的知見等が得られてきたことから、平成13年度において中央防災会議は東海地震に関する専門調査会を設置して、新たな想定震源域及びこれに基づく想定震度分布等について検討を行い、公表した。その結果を踏まえて、平成14年4月23日には長野県内では本町を含めた13市町村が新たに指定され、その後の市町村合併を経て平成18年4月1日には6市8町11村の計25市町村が地震防災対策強化地域となった。

このため、町は、東海地震に関連する情報及び東海地震を想定した地震災害に関する警戒宣言、東海地震予知情報が発せられた場合、本計画に定める地震防災応急対策を迅速かつ確に実施し、地震災害の発生を防止し、又は軽減するとともに、地震予知情報等に伴う混乱の発生を未然に防止するものとする。

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行なう事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 箕輪町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
箕輪町	<ol style="list-style-type: none"> 1 箕輪町防災会議又は箕輪町地震災害警戒本部に関すること。 2 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。 3 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 4 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 5 緊急輸送の確保に関すること。 6 地震防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 7 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること。 8 地震防災に関する調査、研究に関すること。 9 その他地震防災対策に関すること。

2 長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	<ol style="list-style-type: none"> 1 長野県防災会議又は長野県地震災害警戒本部に関すること。 2 警戒宣言、地震予知情報等の収集及び伝達に関すること。 3 防災施設の新設、改良等整備に関すること。 4 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること。 5 緊急輸送の確保に関すること。 6 地震防災に関する教育及び訓練の実施に関すること。 7 県内における防災対策の総合調整及び推進に関すること。 8 地震防災に関する調査、研究に関すること。 9 その他地震防災対策に関すること。

3 警察

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
伊那警察署 箕輪町交番	<ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言が発せられた場合の交通対策に関すること。 (2) 警戒宣言が発せられた場合の社会秩序の維持に関すること。 (3) 緊急輸送車両の確認に関すること。

4 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 松本駐屯部隊	<ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報の収集に関すること。 (2) 災害派遣の準備に関すること。

以下、風水害編に同じ

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関連する情報時の体制

第2章災害予防計画第3節活動体制計画の「厳戒態勢」、「非常体制」、「緊急体制」による。

※平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関する情報）の発表は行わないこととされている。

第2 参集場所

配備職員は、町役場庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従うものとする。

第3 地震災害警戒本部の組織等

警戒本部の組織及び運営は、大規模地震対策特別措置法施行令、箕輪町地震災害警戒本部条例に定めるところによる。

1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	(1) 長野県の警察の警察官のうちから町長が任命する者 (2) 教育長 (3) 消防団長 (4) 町長が町の職員のうちから指名するもの
本部職員	各所属所要人員

2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織及び事務分掌は、資料編に定めるとおりとする。

第4 防災関連機関の体制

1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行なうものとする。

- ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- ・地震防災応急対策上必要な資機材等の確認
- ・管理している施設の緊急点検

2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておくものとする。

また、その所掌事務について発令時に備えての準備を行なう。

第3節 情報収集伝達計画

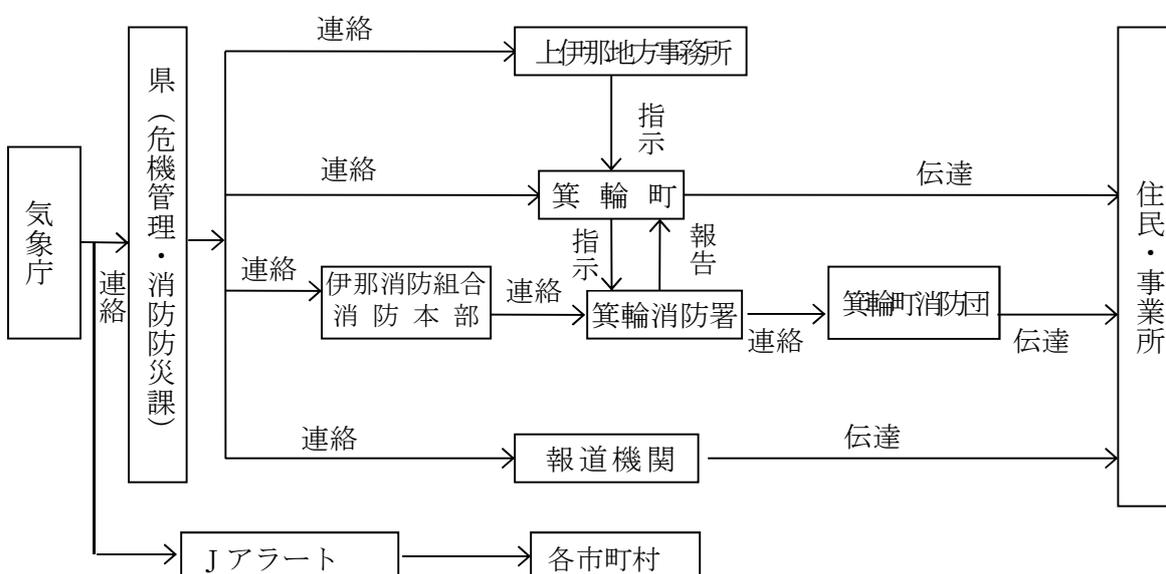
第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統

東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報(警戒宣言)東海地震に関連する情報は、Jアラート、県よりFAX等で伝達されるので、通常勤務時は、総務課長へ速やかに連絡する。また、勤務時間外(土日、休日を含む)においては、宿日直者を通じて総務課長へ連絡するものとする。

なお、調査情報(随時)については、総務課長からの連絡にて防災担当者は直ちに登庁し、続報の受領に備えるものとする。



2 職員への伝達方法

伝達は、勤務時間内においては庁内放送、メール配信及び電話等によるものとし、勤務時間外においては、防災行政用無線及びメール配信により電話等にて行なう。

警戒宣言発令時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめ東日本電信電話株式会社長野支店に登録している「災害優先電話」を活用して伝達するものとする。

3 住民等に対する伝達手段

町は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動等の注意事項を伝達するものとする。

- (1) 防災行政無線
- (2) みのわメイト配信

- (3) 音声告知放送
- (4) ケーブルテレビ
- (5) 広報車

【参考】 「東海地震に関連する情報」の発表基準等

情報名称	情報の発表基準等
東海地震 予知情報	【発表基準】 東海地震が発生するおそれのあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)
東海地震 注意情報	【発表基準】 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによる可能性が高まったと「判定会」が判断した場合等)
東海地震に関 連する調査情 報(臨時)	【発表基準】 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)
東海地震に関 連する調査情 報(定例)	【発表基準】 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

注:「安心情報である」旨も併せて明記した「東海地震に関連する調査情報」は、この情報を持って一連の「東海地震に関連する調査情報」を終了させる場合にも発表される情報。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

県、町、防災関係機関は、相互に連絡を取り、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行なう。

なお、県警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりである。

調査事項	報告ルート
病院の診療状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等の出動体制	病院管理者—町—伊那保健福祉事務所—県警戒本部
金融機関の営業状況	農協—町—地方事務局—県警戒本部
主要食料の在庫確認	関東農政局(松本地域センター)—町
列車の運転状況、旅客の状況	JR会社—町

バスの運転状況、旅客の状況	路線バス会社一町
電話等の疎通状況、利用制限の状況	東日本電信電話（株）一町
災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動体制	日本赤十字一町 上伊那医師会一町
高速道路の交通規制の状況・車両通行状況	中日本高速道路(株)一町
緊急輸送車両の確保台数	町トラック協会一町
避難、救護の状況、旅行者数、保育園等社会福祉施設の運営状況、デパート・スーパーの運営状況	町一地方事務所一県警戒本部（危機管理室）
保育園、小中高の授業実施状況等	町教育委員会一教育事務所一県警戒本部

第4節 広報計画

【統括グループ】

第1 基本方針

地震予知情報の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行なわれ、被害の軽減に資するよう、各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 東海地震情報受理時の広報

(1) 【町が実施する計画】

東海地震注意報が伝達された場合は、次により広報を行なう。

ア 広報内容

- (ア) 東海地震注意報の内容及び東海地震注意報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- (イ) 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- (ウ) 強化地域内における不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- (エ) その他必要な事項

(2) 県を通じた情報機関との応援協力関係

東海地震注意報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

2 警戒本部施設設置時の広報

(1) 【町が実施する計画】

町においては、以下の内容、手段、方法により、県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、防災行政無線、音声告知放送、メール配信、広報車等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に周知する。

なお、外国人等情報伝達について特に配慮する者に対する対応については、外国語による表示又は外国語放送等で様々な広報手段を活用して行なう。

(2) 広報内容

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等
- イ 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき処置
- エ ライフラインに関する情報
- オ 強化地域内の生活関連情報
- カ 事業者がとるべき処置

- キ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- ク 家庭において実施すべき事項
- ケ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- コ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- サ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- シ その他必要な事項

(3) 問い合わせ窓口

住居者等の問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 報道機関との応援協力体制

東海地震注意報情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、県を通じて放送機関に要請し、テレビ、ラジオ等により住民に呼びかける。

3 【町が防災関係機関に要請する計画】

(1) 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行なうとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行なう。

(2) 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、災害時に備えての電位の安全措置等に関する広報を行なう。

(3) ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行なう。

(4) 東日本電信電話（株）、NTTドコモ等

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

(5) JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

(6) 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

(7) 道路管理者

報道機関、道路交通情報装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民

に周知する。

(8) 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応について住民に周知する。

(9) その他防災関係機関

状況に応じ、適切な広報活動を行なう。

第5節 避難活動等

【統括・住民グループ】

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置を講ずるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国人、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地域」という。）における避難は、徒歩を原則とするが、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最低限の車両避難についても検討する等避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の住民は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動内容

1 避難指示

(1) 【町が実施する計画】

ア 警戒宣言時避難の指示の対象となる区域は、概ね次の基準によりあらかじめ町長が定める地区とする。

- (ア) がけ地、山崩れ崩落危険地区
- (イ) 崩壊危険のあるため池等の下流地区
- (ウ) その他町長が危険と認める地区

イ 避難対象地区の住民等に広報車、無線施設、音声告知放送等の手段を活用し、地区の範囲、避難場所、避難路及び指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

ウ 警戒宣言が発せられたとき、町長は、避難対象地区に避難の指示を行い、また必要と認められる地域に危険防止のための警戒区域の設定を行なうものとする。

また、町長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し、次の指導を行なうものとする。

- (ア) 防災用具、非常持出し品及び食料の準備
- (イ) 避難路の把握及び避難誘導、避難の差異の携行品制限
- (ウ) 避難場所の点検及び収容準備
- (エ) 負傷者の救護準備
- (オ) 重度障がい者、高齢者等介護を要する者の避難救護

2 車両による避難

(1) 【町が実施する計画】

ア 町は、警察本部及び県危機管理室と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について、定めておくものとする。

イ 車両避難対象地区は、山間地帯で避難地までの距離が概ね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地域の実状に応じて、伊那警察署と調整しておくものとする。

ウ 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行なうものとする。

エ 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や避難地の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。

オ 災害時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行なうよう周知を図るものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は、避難地における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

3 屋内避難

【町が実施する計画】

ア 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地域内の住民のうち、要配慮者で在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とする。

イ 指針に従い、公立小中高校等の公共施設の中から、屋内避難が、可能な施設を設定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。

ウ 屋内の避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講ずるものとする。

4 要配慮者関連施設における避難対策

(1) 【町が実施する計画】

避難対象地区内の要配慮者関連施設の有無を確認し、これらの施設が所在して

いる場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- ・警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- ・徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- ・屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

(2) 【要配慮者関連施設の管理者が実施する計画】

要配慮者関連施設の管理者は、町と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておくものとする。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、利用者等の安全確保のために必要な対策を講ずるものとする。

- ・夜間、休日を含めた連絡体制
- ・徒歩避難困難者の避難方法、使用車両等
- ・利用者等の態様に応じた避難先

5 避難活動

(1) 【町が実施する計画】

ア 避難の状況、避難地の配置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

イ 避難地の設置及び運営については、次により行なうものとする。

(ア) 避難地の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。

(イ) 避難地で避難生活をする者は、避難の指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。

(ウ) 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

(エ) 避難地の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

(オ) 避難地の運営は、自主防災組織の協力を得て行なう。

(カ) 避難地には、運営のための必要な職員を派遣するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、伊那警察署の配置を要請するものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難地の運営に関し町に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるように努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

【住民・土木グループ】

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保するものとし、町は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行なうものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動内容

1 食料及び生活必需品の確保

(1) 【町が実施する計画】

- ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行なうものとする。
- イ 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行なうものとする。
- ウ 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行なうものとする。
- エ 避難対象地区以外において住民が、食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。また、要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。
- オ 生活必需品との備蓄について、住民に対して周知するものとする。

(2) 【関係機関が実施する計画】（農林水産省政策統括官付）

「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第11節に基づき、県知事又は町長からの要請を受け、緊急売却の措置を講ずるものとする。

(3) 【住民が実施する計画】

住民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から、食料等の生活必需品の備蓄に努めるものとする。

住民は、緊急物資、非常持出し品の整備、搬出を行なうものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動すること。

2 飲料水の確保計画

(1) 【町が実施する計画】

- ア 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。
- イ 応急給水計画に基づき、他の市町村等からの応援給水を含む応急給水活動の

準備を行なうものとする。

ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行なうものとする。

エ 応急復旧体制の準備を行なうものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

飲料水及び生活水を、可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

【統括・住民グループ・消防署】

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行なうものとする。

第2 活動内容

1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

(1) 【町が実施する計画】

ア 必要に応じて、速やかに上伊那医師会等に対し、災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動準備を要請するものとする。

イ 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行なう。

ウ 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。

エ 傷病者の搬送準備をするものとする。

オ 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

カ 町の公的医療機関において医療活動を行なうほか、必要に応じて、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。

(2) 【町が関係機関に要請する計画】

ア 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動に備える。

県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣する。

イ 上伊那医師会

町から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣する。

ウ 災害拠点病院（伊那中央病院）

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行なう。

エ 上伊那薬剤師会

町から要請があったときは、薬剤師班を派遣する。

2 保健衛生体制の確立

地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をするものとする。

(1) 【町が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備するものとする。

(2) 【住民が実施する計画】

し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結する。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

【教育グループ】

第1 基本方針

警戒宣言発令は授業中等に限らず、登下校中の場合もあり得ることから、保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、平素から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、幼児及び児童生徒（以下この節においては「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講ずるものとする。なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難地及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動内容

1 【町（教育委員会）実施する計画】

児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とするとともに、以下の事前対策を実施する。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校（又は登園）しないものとする。

なお、遠距離通学・通園等の事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者の引渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- (1) 児童生徒等の安全確保に十分に留意し、必要に応じ教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行なう。
- (2) 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、危険区域内在住者等で、帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は避難地又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、町警戒本部及び県教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、町警戒本部と協議の上、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し以下の事項を徹底しておく。
 - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
 - イ 学校か自宅に近い方に急いで避難することを原則とする。

(6) 登下校中に地震が発生した場合は、学校の地震対応マニュアルに基づき、児童、保護者、学校間での確認事項に沿って行動する。

ア 地震が治ったら、安全な場所への避難・待機。学校、家庭又は地域の方と共に避難場所へ行く。

イ 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し勝手な行動はとらない。

第9節 消防・救急救助等対策

【統括グループ】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、町地域防災計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

第2 活動内容

1 【町が実施する計画】

- (1) 防災無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- (2) 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- (3) 火災発生の防止、初期消火活動については住民等への広報を行なうものとする。
- (4) 自主防災組織等の消防防火活動に対する指導を実施するものとする。
- (5) 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に配置した資機材等の確認を行なう。

2 【町が消防機関に要請する計画】

- (1) 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- (2) 地震に備えて消防部隊の編成強化を行なう。
- (3) 資機材及び救急資機材を確保する。
- (4) 迅速な救急救助のための体制確保
- (5) 出火防止、初期消火等の広報を行なう。
- (6) 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。

第10節 防災関係機関の講ずる措置

【関係機関】

第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平常時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行なうとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また防災関係機関には、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を要請する。

第2 活動内容

1 中部電力株式会社伊那営業所

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行なう。

2 通信（東日本電信電話（株）長野支店、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ長野支店等）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行なう。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行なう。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・iモード災害用伝言板等の安否確認に必要な措置を行なう。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行なう。

3 ガス（ガス事業者）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒体制及び

地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行なう。

- (5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

4 金融機関

- (1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止するものとする。但し、預金取扱金融機関においては、普通預金の払出業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

- (2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等における預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講ずるものとする。

- (3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行なうものとする。

※「民間金融機関」とは「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取り扱う機関をいう。

5 郵便事業株式会社信越支社（箕輪郵便局、木下郵便局、東箕輪郵便局）

- (1) 郵便事業株式会社（信越支社）に非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制を整える。

- (2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から各局所における業務の取扱いを停止する。また、後項（3）に規定する事務の窓口取扱いを行なう。

- (3) 預金者の緊急な資金需要に応えるための郵便貯金の払戻し（払戻しに充てるべき資金の額により金額に限度を設けることがある）の窓口取扱いを行なう。

但し、警戒宣言が為替預金等に関する窓口取扱時間内に発せられた場合は、災害発生時における局舎の安全性を確保すること等の事由により、事務の窓口取扱いを継続することが困難と認められる郵便局で、支社長が別に指定して公示する郵便局を除く。

- (4) 前項（3）の事務は、支社長が預金者及び職員の安全並びに、地域の実状を十分に配慮してあらかじめ定めた時間に取り扱う。

但し、当該事務を取り扱う郵便局長が前項（3）の利用の現状等を考慮して必要があると認めたときは、その時間を変更する場合がある。

- (5) 警戒宣言時における郵便預金自動預払機（ＡＴＭ）及び郵便預金支払機（ＣＤ）については、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行なう。

- (6) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行なう。

- (7) 警戒宣言に伴う郵政事業の運営について、報道機関等を通じ広報活動を行なう。

また、窓口取扱い等を行なう事務の種類、取扱時間及びその他の必要事項を、局前に掲示する。

第 1 1 節 売り惜しみ・買い占め等の防止

【土木グループ】

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第 2 活動内容

1 【町が実施する計画】

- (1) 売り惜しみ買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視を行なうものとする。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- (3) 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- (4) 売り惜しみ買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- (5) 町内又は上伊那郡内の流通業者との連携を図るものとする。

2 【住民が実施する計画】

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第 1 2 節 交通対策

【統括・土木グループ】

第 1 基本方針

警戒宣言時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

第 2 活動の内容

1 道路に関する事項

(1) 【町が実施する計画】

ア 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行なうものとする。

イ 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行なうものとする。

ウ 中央自動車道から車が流入してきた場合、町の道路容量は対処できない場合があるので、中日本高速道路(株)名古屋管理局及び近隣市町村と滞留旅客の対策について協議するものとする。

(2) 【町が中日本高速道路(株)名古屋管理局に要請する計画】

中日本高速道路(株)は、その防災業務計画の定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

(3) 【町が伊那バス株式会社に要請する計画】

ア 主要バスターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。

イ 警戒宣言の情報を入手したときは、車両の運行を中止し、安全な場所に停止し、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置を執る。

2 鉄道に関する事項

(1) 【町が実施する計画】

町は、関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行なうものとする。また、警戒宣言が発せられた場合、列車内又は駅内の旅客に対する避難場所の開放、食事のあっせん等の滞留旅客対策について、伊那市駅長と協議するものとする。

(2) 【東海旅客鉄道(株)に要請する計画】

ア 東海地震注意情報発表時の対応

(ア) 東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行なう旨の公表があったときは、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運

転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転計画を案内する。

(イ) 東海地震注意情報が発表された後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。

- ・旅客列車は運転を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への侵入を禁止する。
- ・貨物列車は強化地域への進入を禁止する。

イ 警戒宣言発令時の対応

(ア) 警戒宣言が発せられたときは、旅客等にその情報を伝達するとともに、あらかじめ定めた方法及び内容により列車の運行状況について案内する。

(イ) 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動する者を除き、関係地方自治体の定める避難地へ避難させる等必要な措置を執る。

(ウ) 警戒宣言発令後、列車の運転取扱いは次のとおり実施する。

- ・強化地域内への進入を禁止する。
 - ・強化地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。
- 長距離夜行列車、貨物列車については、強化地域への進入禁止を継続する。

第 1 3 節 緊急輸送

【統括・土木グループ】

第 1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行なうものとする。

なお、町及び関係機関は発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとするが、発災時には平成 24 年 6 月災害対策基本法の一部改正施行により、物資の輸送は町からの要請に基づき行われるが、町からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず県は被災市町村に対する物資を確保し輸送することとなった。

第 2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 【町が実施する計画】

- (1) 町は、陸・空のあらゆる必要な手段を利用し総合的・積極的に緊急輸送を実施するものとする。
- (2) 発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両・物資輸送拠点等の確保を図るものとする。
- (3) 必要に応じて、震災対策編第 3 章第 4 節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請する。
- (4) 町の緊急輸送ネットワークの形成

町は、災害対策活動拠点となる町役場と避難所、ヘリポート、医療機関等の防災拠点施設等とを結ぶ町道を町の緊急輸送道路とし、町における緊急ネットワークの形成を図る。

また、本町と近隣市町村の各防災拠点施設を結ぶ市町村道についても、災害時における道路の障害物除去、負傷者の搬送等について、緊急な輸送対応が確保されるよう近隣市町村とあらかじめ検討するなどして、連携協力体制の整備に努めるものとする。

3 【町が関係機関に要請する計画】

各関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両等の確保を図る。

町内震災対策緊急輸送路

区分	路線名	起点	～	終点	指定延長 (km)
第一次	中央自動車道西宮線	阿智村県境 (南箕輪村境)	～	富士見町県境 (辰野町境)	121.7 (5.61)
	一般国道153号	塩尻市境 (辰野町境)	～	阿智村境 (南箕輪村境)	97.1 (11.40)
第二次	主要地方道伊那辰野(停)線	伊那市中央区 (伊那市境)	～	辰野町平出 (辰野町境)	17.6 (5.86)

※ () は、町内指定状況

※緊急交通路と緊急輸送路については、資料編参照

第 1 4 節 他機関に対する応援の要請

【統括グループ】

第 1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、各機関は地震防災応急対策上必要に応じて、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき、応援を要請するものとする。

1 応援要請締結状況

町が地震防災応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編のとおりである。

2 応援要請等

(1) 応援協定締結市町村等への応援要請

町は、必要と認めるときは、1に掲げる応援協定のうち最も当該必要状況に適した締結先に応援を要請するものとする。

(2) 他市町村長への応援要請

町長は、警戒宣言が発せられた場合において、地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第 26 条の規定により他の市町村長等に対し応援を求めることができる。

(3) 知事への応援要請

町長は、町域において地震防災応急対策を実施するため必要があると認めるときは、大震法第 26 条の規定により、知事に対し応援を求め、又は応急措置を要請することができる。

(4) 受入体制の確保

町は、地震が発生し、他の市町村等からの応援を受け入れることとなった場合に備え、関係機関との連絡体制を確保し、受入体制を確保するように努めるものとする。

(5) 費用の負担

他市町村から本町に応援がなされた場合の応援に要した費用の負担方法は、大震法第 31 条に定める方法による。

3 自衛隊の地震防災派遣要請

町長は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊の支援の必要があると認めるときは、知事に対し次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣要請を依頼するものとする。

(1) 派遣を要請する理由

(2) 派遣を要請する機関

(3) 派遣を希望する区域

(4) その他参考になるべき事項

第15節 事業所等の対策計画

【事業者】

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で政令の定めるもの）の管理者又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を執るものとする。

これらの事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、建築物等の耐震性や立地条件、営業の利用状況等を判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行なうものとする。

第2 活動の内容

1 【町が事業所に要請する計画】

(1) 施設内の防災体制の確立

- ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。
- イ 地震予知情報等必要な情報を性格に入手し、顧客や従業員に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。
- ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

(2) 応急保安措置の実施

地震防災応急計画に基づいて、防災体制を整える。

- ア 火気使用を自粛する。
- イ 落下物による被害等防災上の点検を行い必要があれば、応急修理を実施する。
- ウ 消火器具等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発せられたときは、地震防災応急計画に基づいて、直ちに出勤し、あらかじめ定めてある応急対策を行なうこととする。

2 【従業員の帰宅措置】

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、帰宅経路に係る状況を確認した上で、相互協力し時差退社させるものとする。

ただし、帰宅にあたっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等について適切な措置を講じておくものとする。

第16節 町が管理又は運営する施設等の対策計画

【全課】

第1 基本方針

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、町が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定めるものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行なう旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【各施設等に共通した計画】

- (1) 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立
- (2) 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- (3) 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置
- (4) 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置
- (5) 備蓄物資、資機材等の各品、点検
- (6) 工事中建築物の工事中止等危険が予想される事業に対する措置

2 【施設等の特性に応じた主要な個別計画】

病院、学校、要配慮者関連施設においては、次の措置を講ずるものとする。

(1) 病院

- ア 警戒宣言発令後は、救急患者を除き、原則として外来診療を中止する。
- イ 建物の耐震性等の安全性を考慮して、患者、職員等の安全確保の措置を講ずるとともに、災害発生時の治療体制を確保するための措置を実施する。
- ウ 入院患者のうち、退院希望者及び帰宅希望者については、担当医師の判断により家族等への引き渡しを実施する。

(2) 学校

「第8節 児童生徒等の保護活動計画」に準ずるものとする。

(3) 要配慮者関連施設

「第5節 避難活動等」における要配慮者関連施設における避難対策に準ずるものとする。

3 【町が管理する施設等が実施する計画】

町の地域防災計画等を踏まえ、適切な対策を行なうものとする。

第6章

南海トラフ地震に関する 事前対策活動

第1節 総則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定による南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、**後発地震に備えるために**とるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

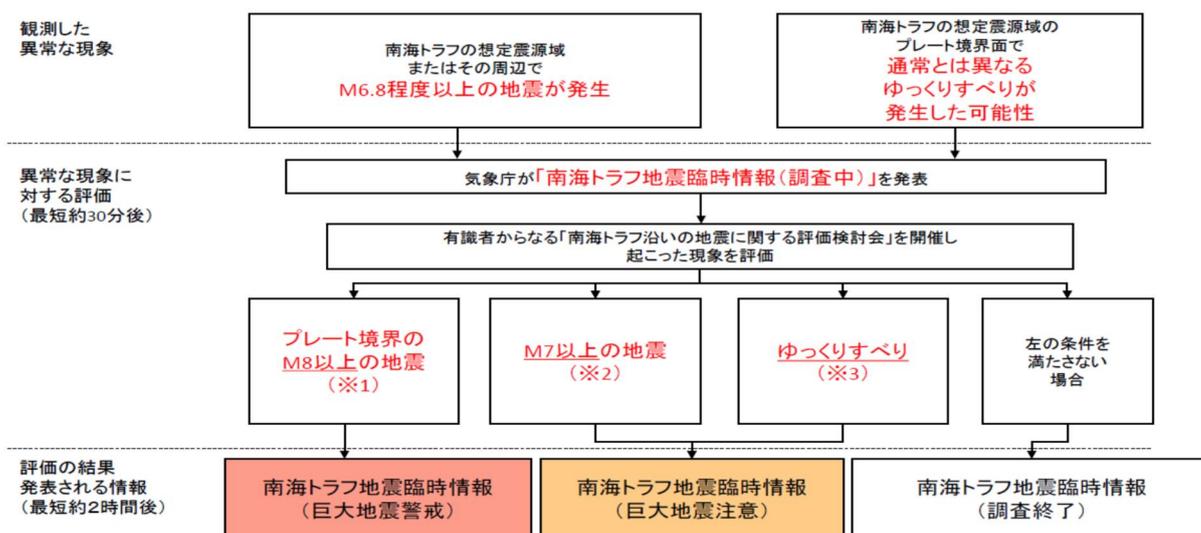
震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震臨時情報の種類

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ

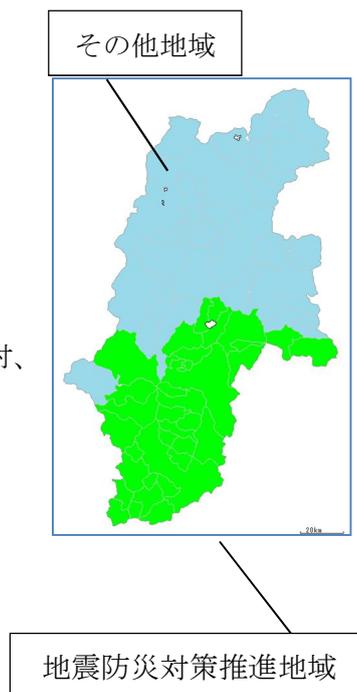


第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町

※ 南信等34市町村が指定



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	警戒二次体制	○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○ 住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震注意）等（※ ₁ ）	非常体制	○ 警戒・対策本部の設置 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震臨時情報等（巨大地震警戒）等（※ ₂ ）	緊急体制	○ 災害対策本部の設置 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○ 後発地震に対して警戒する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、警戒・対策本部を設置する。

（1）本部の組織及び活動要領

震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるところによる。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 町の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	警戒二次 体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより、配備体制をとり次の業務を行なう。 ○ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○ 住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震 臨時情報等（巨大地震注意）等（※ ₁ ）	非常体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。 ○ 警戒・対策本部の設置 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報 ○ 後発地震に対して注意する措置の実施
南海トラフ地震 臨時情報等（巨大地震警戒）等（※ ₂ ）	緊急体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行なう。 ○ 災害対策本部の設置 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○ 後発地震に対して警戒する措置の実施 ○ 町内における災害応急対策に係る措置の実施

2 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、箕輪町災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、警戒・対策本部を設置する。

（1）本部の組織及び活動要領

震災対策編第3章第2節「非常参集職員の活動」及び資料編

- ・資料1 災害等事案に係る箕輪町の活動要領
- ・資料2 配備体制と体制基準
- ・資料3 災害対策本部組織図
- ・資料4 各班の所掌事務

に定めるところによる。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

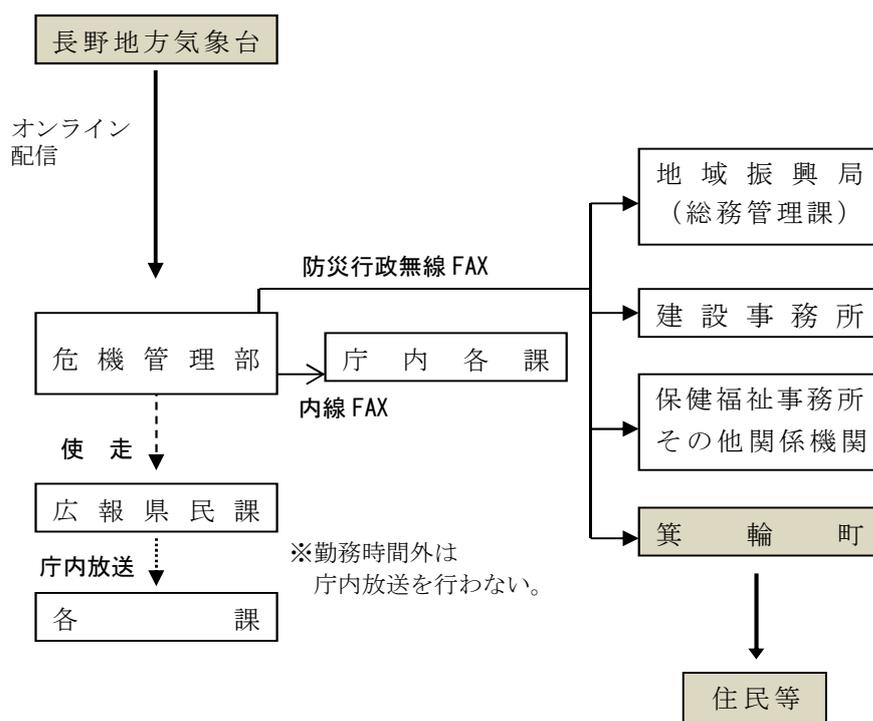
また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第3節 情報の収集伝達計画

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した総務課長（本部室長）は、直ちに系統図に従い町長（本部長）へ報告するとともに、防災行政無線等により住民等に密接に関係のある事項を広報する。
- (2) 市内職員に対する伝達は、放送設備による一斉市内放送により行なう。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、気象庁から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を総務課長（本部室長）へ報告する。
- (2) 報告を受けた総務課長（本部室長）は、課職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い町長（本部長）へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 総務課防災・セーフコミュニティ推進室職員は、速やかに登庁し、防災行政無線等により、住民等に密接に関係のある事項を広報する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、災害対策本部組織図（連絡系統表）で職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

県、町、防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に警戒・対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、町警戒・対策本部が後発地震に対する、主に収集する対応情報は、次のとおりである。

- ① 町の施設の状況 ～ 関係各課としての対応
- ② 電話等の疎通状況、利用制限の状況 ～ 統括グループで収集
- ③ 金融機関の営業状況 ～ 統括グループで収集
- ④ 道路の交通規制の状況・車両通行状況 ～ 土木グループで収集
- ⑤ 列車の運転状況、旅客の状況 ～ 統括グループで収集

第4節 広報計画

第1 基本方針

県、町及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

第2 活動の内容

1 【県が実施する計画】(危機管理部、企画振興部)

県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(調査中)の内容

(イ) 住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃から地震の備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等

(ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等の内容

(イ) 交通に関する情報

(ウ) ライフラインに関する情報

(エ) 生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

(オ) 後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃から地震の備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(4) 報道機関との応援協力関係

知事は、警戒宣言が発せられた場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかける。

(5) 推進地域外の住民等に対する広報

推進地域外の住民等に対しても、南海トラフ臨時情報の内容、交通対策の実施状況等についての的確な広報を行い、これらの者に冷静かつ適切な対応を促す。

2 【町が実施する計画】

町においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び防災関係機関等から得た情報等について広報を実施するとともに、同報無線、広報車、半鐘等を活用するほか、状況に応じて自主防災組織の協力を得て、住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

3 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により県及び町から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報するものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対し、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震の備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。

また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ(第6節、第7節関連)

臨時情報(巨大地震警戒又は巨大地震注意)が発表された際に住民がとるべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び町は必要な情報提供を行うなど、防災行動を促す。

○ 日常生活を行いつつ、日頃から地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○ 「臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。

また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ(第7節関連)

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ(第7節関連)

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ(第8節関連)

日頃から地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※ 南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※ 各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いも想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて住民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

推進地域内の市町村は、地震に伴う土砂災害の発生に備え、住民に対し、自らの命は自らが守るための避難行動が行えるよう平時から突発地震に備えた対策を促すものとする。

また、特に、相対的に土砂災害が発生する可能性の高い土砂災害警戒区域については、住民と意見交換を行うとともに、要配慮者利用施設の施設管理者に対して避難確保計画等への記載を求めるなど、具体的な防災対応の検討を促すものとする。

2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

推進地域内市町村は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進するものとする。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、町は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、町が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を

避難所として利用するものとする。

- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所の選定

推進地域内市町村は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行うものとする。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定するものとする。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらったうえで避難を実施してもらう必要があることに留意するものとする。

4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の

検討を行うものとする。

- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、推進地域内の市町村は、住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行うものとする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、県及び町は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

1 推進地域内

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人一人が検討・実施するものとする。

第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

1 推進地域内

(1) 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図るものとする。

(2) 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認するものとする。

(3) 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとるものとする。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒するものとする。

2 推進地域外

住民及び観光客は、想定される震度や被害が小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行うものとする。

第8節 企業等の防災対応

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

（2）日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

（3）施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

（4）地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置
- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底

- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施することがものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

県及び町は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。

イ 県及び町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全

性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施するものとする。なお、鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は町以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

県及び町は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 河川・ダム

水位計、監視カメラ等の動作確認等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検準備、その他の措置を行う。

ウ ため池・用水路

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

エ 庁舎、その他災害応急対策上重要な施設

非常用電源設備、無線通信機器等通信手段の確保、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として、以下の対応をするものとする。

- 入場者等への情報伝達
- 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- 出火防止措置
- 水、食料等の備蓄
- 消防設備の点検、整備

- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備
また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 県立高等学校・特別支援学校等

日頃から地震への備えを再確認するとともに、後発地震による災害リスクを考慮し、児童生徒や教職員等の身の安全を守ることを最優先に、各校の判断により安全確保のための適切な措置を行う。

なお、「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、次の対応とする。

- ・ 推進地域内のうち土砂災害警戒区域等の所在する学校については、学校での災害リスクを考慮し、原則臨時休業とする（1週間程度）
- ・ 上記以外の学校については、土砂災害警戒区域等を経由して通学する児童生徒等について、通学の安全が確保できない場合には登校させないなど、安全確保のための措置を行う。

イ 保育園、小・中学校等

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

ウ 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

エ 病院・診療所

患者・入所者の安全確保及び避難に備えた対応の確認、施設点検、患者搬送計画の策定等の必要な措置を行う。また、搬送増加が想定される負傷者の受入れ等に備えた必要な措置を行う。

オ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用電源装置の準備、点検その他の措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

- (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、県、町、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 【町が実施する計画】

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき期間においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第 1 1 節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第 1 基本方針

県及び町は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないように、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、県及び町は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合に取りべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第 2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識

オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識

キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 【町及び防災関係機関が実施する計画】

町及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施するものとする。

2 住民等に対する防災上の教育

(1) 【県が実施する計画】

県は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施し、その内容は次のとおりとする。

また、県は推進地域内外の住民等が南海トラフ地震に対する防災意識を向上させ、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずる。

さらに、教育及び広報の実施に当たって、ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発せられた場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とすべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

(2) 【町が実施する計画】

町は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、前記(1)に準じた内容を実

施内容として行うものとする。

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。

- ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
- イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
- ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。